

## 第9回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和2年9月11日（金）

午前 9時30分 開 会

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

ただいまから令和元年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会いたします。

細井町長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本委員会に付託されました議案は、認定第1号から認定第9号までの令和元年度各会計決算の9案件であります。

審査は、本会議において指示されております日程で終えたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。本日から16日までの審査日程で会議を開きたいと思います。

なお、委員会においては質疑の回数制限はありませんので、許可を得て十分質疑をしていただきたいと思いますが、質問事項、答弁事項は簡潔明瞭にお願いいたします。

本日は総務課、ふるさと振興課、企画課、観光商工課、町民課の審査を、12日と13日は休会とし、14日は健康福祉課、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振興課、さわうち病院の審査を、15日は学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課の審査を、16日は会計課を含め総括的な質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議がないようですので、そのように審査を進めます。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、16日に行う総括質疑にあつては、複数の款に係る

る質疑、複数の会計に係る質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととしますので、これにご協力をお願いします。

町長から提出されております説明員については、各課とも課長代理までとしております。答弁に当たって、課長代理に発言させる場合にはその旨を質問者に告げていただき、答弁する者は挙手をし、私が指名してから答弁するようにしてください。

なお、健康福祉課と観光商工課の審査は、それぞれの課が所管する特別会計も対象となりますし、税務課には国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の審査の際も出席していただきますので、あらかじめ申し上げておきます。

それでは、これより審査に入りますが、本日は5つの課の審査を行う予定となっております。委員各位におかれましては、決算審査特別委員会の日程表に記載された審査対象課の所管する款や会計を参考にして質問していただきますよう、ご協力をお願いします。

委員各位も質問する内容についてはあらかじめ調べておられることと思いますが、担当課長から所管する事業や、それに付随する財源などの歳入決算額について簡単に説明をしていただきたいと思います。

それでは、総務課の審査を行います。総務課が所管するのは2款総務費、3款民生費、4款衛生費、9款消防費、13款諸支出金であります。

総務課長から事業の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 改めましておはようございます。

初めに、決算審査特別委員会に出席しております総務課職員を紹介いたします。私の左側か

らになります。課長代理、高橋和哉。主査、高橋毅。主査、佐々木一成。右側になります。課長代理、小松睦美。主査、小川幸。最後に、課長の高橋三智昭です。よろしくお願いたします。

それでは、総務課の決算の概要について説明いたします。総務課の決算関係については、一般会計の2款、3款、4款、9款、13款になります。資料として、総務課が所管する部分を抜粋した決算書を配付しております。最初に総務課分、次に選挙管理委員会分となっております。また、総務課所管事業一覧及び選挙管理委員会所管事業一覧を配付しております。これは、事業ごとに執行額、決算書ページ、抜粋した決算書ページ、決算附属資料ページ、加えて特定財源となる歳入の決算書ページ、歳入名称を記載したものであります。

それでは、抜粋した決算書に基づき、歳出を中心に説明いたします。初めに、2款総務費についてです。1ページから6ページの2款1項1目一般管理費は、二役人件費、職員人件費、旅費、交際費、コピー機、印刷機の使用紙代、電話料、職員生活習慣病予防健診等手数料、町例規関係の委託料、使用料などであります。

5ページから6ページの2款1項5目財産管理費は、湯田庁舎及び公用車等の維持管理費であります。湯田庁舎駐車場路面補修、電気室キュービクル修繕、地下油タンク流出事故防止対策工事などを行っております。また、8台の公用車の維持管理を行っております。

5ページから8ページの2款1項6目企画費は、庁内のネットワークシステムのうち住民情報系を除いたネットワークシステム機器の保守業務委託、賃借料及びパスポート申請受理・交付経費となっております。

次に、3款民生費についてです。7ページから10ページの3款5項1目災害救助費は、大槌町に派遣した職員に係る人件費となります。なお、この経費については、歳入の12款2項2目

民生費負担金において大槌町から負担していただいております。

次に、4款衛生費についてです。9ページ、10ページの4款1項5目保健センター費は、保健センターの維持管理費となります。

次に、9款消防費についてです。9ページから12ページの9款1項1目非常備消防費は、消防団員報酬など消防団員及び婦人消防協力隊に係る費用並びに消防車両に係る経費となります。18節備品購入費では、団員用の被服及び防火衣等の購入をしております。

11ページ、12ページの常備消防費は、北上地区消防組合への負担金であります。北上地区消防組合が実施主体となり、令和元、2年度の継続事業により西和賀消防署新庁舎建築工事に着手しております。なお、建築工事に関して、北上地区消防組合において、令和元年度予算のうち2億4,721万3,000円が継続費の通次繰越しとなったことから、町負担金においても同額の2億4,721万3,000円を令和2年度に繰越ししております。また、西和賀消防署建設に係る負担金については、歳入の21款1項4目消防債、合併特例事業債を充当しております。参考までに、西和賀消防署新庁舎については、令和2年6月末に完成し、引渡しを受けた後、7月8日から運用を開始しております。

11ページから14ページの消防施設費では、消防団第3分団第4部の小型動力ポンプ付積載車の更新及び湯之沢地区に防火水槽1基の新規整備を行っております。なお、両事業については、歳入の21款1項4目消防債、緊急防災・減災対策事業債を財源として実施したものであります。

13ページから14ページの防災対策費は、防災計画の修正に係る経費や備蓄物資の購入費などであります。

次に、13款諸支出金についてですが、元年度中に普通財産の取得がありませんので、決算額はゼロとなっております。

続いて、選挙管理委員会分について説明いた

します。抜粋した決算書の選挙管理委員会分の1ページから6ページになります。

初めに、1ページ、2ページの2款4項1目選挙管理委員会費及び2目選挙啓発費は、選挙管理委員会委員報酬などの選挙管理委員会に係る経費及び啓発用資料購入費となっております。

1ページから6ページにかけては、3目参議院通常選挙費、4目知事、県議会議員選挙費、5目町議会議員選挙費、6目西和賀土地改良区総代選挙費、それぞれの選挙に係る執行経費となります。なお、選挙執行経費に対し、歳入、15款3項1目1節総務管理費委託金に参議院議員選挙執行委託金及び知事、県議会議員選挙執行委託金並びに20款4項1目3節雑入に西和賀土地改良区総代選挙執行委託金をそれぞれ受け入れております。

以上で総務課の決算の概要について説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 総務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。特別委員会の資料の4ページの委託料の中で、人事評価制度研修業務委託料18万4,760円ということで計上されておりますが、この委託の詳細と、これは研修を行うことの業務を委託したということなのか、その詳細についてお伺いしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

人事評価制度研修業務委託料については、町が主催する人事評価制度評価者研修会ということで、対象を課長、課長代理級として、町が実施した研修会に講師をお呼びしたものであります。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 課長あるいは課長代理を対象に人事評価について研修会をしたということですが、町のホームページから、西和賀町人事行政運営

等状況の公表の中で、ダウンロードしておりますが、人事評価の状況という中で、令和元年度実施の人事評価の中間評価の結果を12月支給の勤勉手当に反映をして、期末評価の結果を令和2年度の4月の定期昇給に反映をしたということで記載をされておりますが、この人事評価、今行われている人事評価について、少し詳しく説明をいただければと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 人事評価制度の実施状況等についてお答えいたします。

人事評価については、平成28年10月から試行運用を始め、令和元年度から本格運用となっております。これについては、西和賀町職員の人事評価実施規程に基づき、人事評価を行っているものであります。評価に当たっては、大きく分けて、能力評価と業績評価という2項目について評価を行って、その評価結果に基づき、対応しているということになります。能力評価については、倫理や課題対応、協調性など、個人の能力評価になります。業績評価については、職員個々の業務の目標を定めていただき、その達成状況等を自己申告していただき、それを評価するというふうな方法になっております。

委員長 淀川豊君。

10番 この運営等状況の公表の中にも、そういった今ご説明いただいたことは記載をされておりますが、実際令和元年度において人事評価をしたと、勤勉手当あるいは令和2年度の定期昇給に反映をしたということですが、その詳細についてはご説明はいいですが、例えば人事評価をして、勤勉手当が上がったとか下がったとか、そういうことかなというふうに思いますが、その状況について、大ざっぱでいいので、お知らせをいただければと思いますけれども、定期昇給含めて。

委員長 総務課長。

総務課長 人事評価の制度における反映ということで、中間評価したものについては12月支給

の勤勉手当への反映となっております。これについては、令和元年度からの本格運用ということで、一定の点数に満たなかった者については何%カットというふうな考え方で、運用規程の中に載っておりますので、それに基づいて行っております。あと、昇給についても、通常4号給のところを、それ未満の号給の昇給というふうな対応としております。

本来、最終的には、その評価に基づいて、一定の点数に満たなかった者については勤勉手当等を減額し、評価の点数が高い者については上乘せをするというふうな、最終的にはそこまで持っていく予定でありますけれども、まだ元年度からということですので、上のほうへの上乗せの部分については、もう少し人事評価制度を運用して行って反映したいというふうな考え方でおります。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 最後になりますが、これは研修が課長、課長代理ということの対象であったということだと思いますので、課の職員については課長か課長代理等が評価をするということだと思いますが、課長と課長代理の評価は副町長がされるということなのか、その辺の確認を。

委員長 総務課長。

総務課長 主査以下の職員、まず主査、主任、主事等については、課長と課長代理が面接を行い、最終的には課長が評価を行うこととなります。課長及び課長代理については、副町長がヒアリング等を行い、評価することになっております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私は、決算附属資料の132ページ、先ほどちょっとお聞きしたのですけれども、非常備消防団員の構成、階級の中で、機能別消防団というのが始まったのですけれども、これ団員に含まれているというような話だったのですけれども、機能別の人数、分かるのでしたら人数をお

知らせ願いたいのですけれども。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

資料の非常備消防の年齢別・階級別消防団員数の団員の部分に機能別消防団員が含まれております。これが31年4月1日現在の数字ですけれども……31年4月1日現在の機能別消防団員の数字は30人となっております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 消防団の幹部会でも、ここにあるように定数435人に対して87名の不足が生じていると、消防団の再編もというような話も出るのですけれども、機能別消防団員というのを始めたので、取りあえず現時点ではそれで補完しながらというような話が出ております。

この機能別消防団員、ふだんの消防団の活動には参加せず、災害があったときのみの出動ということで、ある程度機能はしていると思うのですけれども、逆に現役の消防団員を辞めて、では機能別消防団員になりたいというような人も出てくるような形で、本末転倒でもありませんけれども、ある程度人数の上限はあるので、全部が全部行くわけではないのですけれども、消防団の再編については消防団だけではなかなか難しい部分がありまして……これは総務課担当ではないのかな。消防団だけでは難しい部分がありまして、いわゆる行政区との関わりとかという話になってくるのですけれども、この機能別が多分、4月1日で30人、それ以降増えていると思います。このことが消防団の活動に与える影響とその再編に与える影響、これからどのような形で推移していくのかとかいうか、そのような影響、担当課としてはどのように判断しているかをお知らせ願いたいと思いますけれども。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

令和2年7月1日現在の機能別消防団員は34人ということで、先ほど31年4月1日に30人

に比較し、4人増えているというふうなことになるっております。しかしながら、機能別消防団員は消防団が機能していくために、当然消防団員を確保しつつ、それを補完していただくような形で機能別消防団員を採用しているところがありますので、引き続き消防団員の確保に向けた取組は行っていかなければならないと考えております。

ただ、担当課といたしましても、人口減少等ありますので、消防団員の数が減るというのは、やはりある程度は想定しなければならないかと思っておりますけれども、その分といいますか、消防団の防災資機材の充実等を図りながら、消防団への支援は行っていきたく思っております。

再編については、消防団の組織だけではないと思っておりますので、ほかの課でもいろいろあると思っておりますので、そういうふうな部分も含めながら検討する時期が来るのではないかと考えております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 最後ですけれども、参考までに、もし行政区等の再編あった場合、条例の定数というのが変わってくるということなのか、この定数自体はどのような規定で人数が算出されているのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 消防団員の条例定数については、合併時にこの人数を定めているというふうな状況になりますので、見直しといいますか、現状の人口等を踏まえた形で、条例定数の見直しも必要になるのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 おはようございます。私も消防について1点だけ伺いたしますが、今回消防署が建設されました。合併特例債ということで、大変素晴らしいものができて、今後期待するところですが、この説明の中に、附属資料

の56ページの西和賀消防署整備事業の中で、地域防災の中核を担う活動拠点ということであり、これに関しては、誰が先導して、どういう形で進めていかれようとしているのか、その辺をお伺いたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

地域防災の中核を担う活動拠点という考え方ですけれども、これまで西和賀消防署と湯田出張所というふうな形で、消防署自体も2つあったので、今回西和賀消防署を新庁舎として大野に移転整備を図ったということで、その場所、施設を中心として、町消防団との連携も取りながら活動していくというふうな意味での中心的な活動拠点になるのかなというふうな考え方であります。

委員長 刈田敏君。

1番 その建設に当たっては、いろいろ議論等あったわけですが、その中で住民の意見等も把握して、素晴らしいものできたのですけれども、やっぱり期待するところは大きかったと思うので、今度病院と消防署と、あと地域が一緒になって、ここを新しい防災の計画ということで進めていくのかなと思っていましたので、具体的にそういう会議とか、そういう予定、それからどのようなことが現時点であるのか。ただ西和賀本署と分署が一つになって大野にただでさえあれば、何の魅力もないと思うのですけれども、その辺はきっちり利用していくということが必要だと思うのですけれども、考え方を伺います。

委員長 総務課長。

総務課長 消防署の中核拠点というふうな考え方では、今回整備するに当たり、消防署の敷地を広く整備しております。これについては、消防団の訓練等もできるような形でというふうなことで対応しておりますし、あと病院と隣接するということで、救急体制の充実が図られるというふうな考え方でありますし、あと消防署の2

階の会議室については、町のほうでも積極的に活用ができるというふうな考え方でおります。敷地等についても、地域への開放というふうなことも考えられるのかなというふうに思っております。

病院、総務課、あと消防署、そういうふうな担当課で今後どういうふうな形で有効的に活用していくかというふうな部分は、さらに詰めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 番 これから詰めるということでありましてけれども、やはり建てて終わったからというわけではなくて、これからだと思っておりますので、十分協議して、本当に多額なお金を投入しているわけですから、そういう意味ではきちっとやっていただけるようお願いしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

委員長 総務課長。

総務課長 委員さんがおっしゃられたとおり、早急に体制等の協議を行って、より有効的な活用を図っていききたいと考えております。

以上です。

委員長 高橋和子さん。

4 番 3点ほどお伺いしたいのですが、附属資料で55ページに防火水槽の事業費が803万4,000円ということでありまして、この事業についてはご説明受けておりますが、ちょっと関連してお伺いしたいのですが、前にもお伺いしたことありますが、現状をちょっと押さえておきたいのですが、長瀬野地区の集落の防火水槽が2か所あると思っていたのですが、それでいいのか。使えないと思っていたら、使えるよという話だったのですが、その現状、泥水が出てきて、うまくないという話があって、火災があったとき使うことができなかったのです。小屋で、本当は初期消火で終われたはずが、水がなくて、母屋に移ったというような非常に残念なことになっていたのです、やっぱり確認しておき

ながら、地域で管理していくことになるだろうと思うのですが、もう一か所のほうも使える状態になっているのかどうか、その辺含めてお伺いしたいです。

それから、その下にあるポンプ車の購入なのですが、かなり町内にあると思うのですが、計画的に更新したり、修理等、そういったことでやっていらっしゃると思うのですが、全体つかみたいと思うのですが、こういった更新の計画書とか、そういうのはあるのか、ないのかお伺いしたいし、もしあったら議会に提出をお願いしたいなと思っておりますので、お伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、抜粋した決算書の4ページのところなのですが、12節で職員の健診の手数料が載っております。この健診はどこで、どの機関で行っているのか。受診状況とか、その健診の健康状態の結果が分かるものが今あれば、簡単でいいですので、要治療とか、精密検査が必要だとか、異常がないとか、そういったところで押さえておきたいなと思っておりますので、お伺いしたいと思います。

以上3点です。

委員長 総務課長。

総務課長 ただいまのご質問の防火水槽と小型動力ポンプつき積載車に関する質問に関しては、高橋課長代理のほうから答弁いたします。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 長瀬野地区における防火水槽の現状ということと、小型ポンプ、車両等の更新についてお話をいたします。

防火水槽につきましては、消防団のほうから泥が入っているのではないかというようなお話がありましたので、町としまして、その対象となる防火水槽の水を抜いて確認をいたしました。確かに自然水利が防火水槽に入るような仕掛けになっておりますので、底のほうには若干ヘドロのようなものが入っているのですが、消防のポンプでくみ出す分には問題がないというふう

に確認をしております。ただ、せっかく水を抜きましたので、泥を全部かき取りまして、自然水利が入らないように蓋をさせていただきます、水道の水で満水にしてございます。

その防火水槽の反対側にも、もう一つ同じように公園を挟んで防火水槽あるのですが、そちらについても多分同じような状況であろうというふうに考えております。今すぐ使えないという状況ではないのですが、町としてはまた同じように泥をかき上げて、自然水利が入らないようにしたいというふうに考えてございます。

消防車両と小型ポンプの更新につきましては、基本的には古い順に取り替えるという形を取ってございます。ただ、古い順とはいえ、使い方によりまして機械の損傷の具合が違ってきますので、やはり古い順というよりも、先に更新したほうがいいのではないかというようなものがあつた場合には、消防団のほうと協議をさせていただきます、ちょっと順番が変わったりもするのですが、そちらについては消防団と協議して、対応するというようにしてございます。

以上です。

委員長 総務課長。

総務課長 それでは、職員生活習慣病予防健診等の関係について私のほうからお答えいたします。

昨年度の健診は、胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、生活習慣病予防健診を実施しております。

がん検診は、5月と7月に実施しております。受診率ですが、胃がん検診が91.3%、子宮頸がん検診が95.7%、乳がん検診が94.8%となっております。日程が合わず受診できなかった方が数名おりましたが、その方々については住民の方の検診日に合わせて受診するようにお願いするとともに、また医療機関での受診を勧めております。

生活習慣病予防健診は、10月に実施しております。受診率は99.5%となっております。未受

診者の方は、病気休暇で休んでいた職員1人となっております。生活習慣病予防健診で特定保健指導の対象となった職員は1割ほどおりますが、特定保健指導の対象となった方については、予防医学協会の保健師さんに来ていただき、面談など行いながら生活習慣の見直しについてご指導をいただいております。また、特定保健指導の対象者以外の職員で、C判定が多くあつた職員については、町の保健師から指導するようにはしております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 防火水槽のほうでお伺いしたいのですが、そうするともう一か所の防火水槽のほうは、また来年とか日程を決めて使えるようにして下さるのかということです。

それから、ポンプ車のほうは、そういうふうな予定が立っているとは思っていましたが、議会に示すことができるような計画書になっているのか、状態が分かるようなものでお示しいただければと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

それから、検診のほうは非常に受診率も高し、患者さんとして身近なあれなので、細かく報告はあれだと思いますが、病気、特にがんなどが見つかって治療というふうなケースもあつたのか、なかつたのか、そこちょっと聞き漏らしたので、お願いしたいと思います。

生活習慣病のほうは、町の保健師につなげるということで、経過は観察されていくのだろうと思いますが、よろしく申し上げます。

委員長 総務課長。

総務課長 防火水槽、消防車両の関係は、課長代理のほうから答弁いたします。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 泥をかくという作業ですけれども、まず現段階で使えないわけではなくて、使えるというふうなことで考えておりますし、今年度中に泥のほう、今年度というか、今年中に泥の

ほうを取る計画としております。

あと、車両のリスト、ポンプの一覧表につきましては、古い順番に作った一覧表がございまして、そちらを参考にしていますので、委員長さんのお許しをいただければ、委員会開催中に準備して、皆様のほうに提供したいと思っております。

以上です。

委員長 総務課長。

総務課長 検診結果の部分についてお答えいたします。

がん検診等の結果で、どのような状況があるのかということですが、この部分については個人情報の問題もありますので、詳細の答弁は控えさせていただきたいと思っております。

委員長 高橋到君。

5番 消防署関連で1つ。西和賀消防署が今新しくなったわけですが、それでは旧消防署、それから出張所の使い道、これ決まっていたか。

委員長 総務課長。

総務課長 旧西和賀消防署並びに湯田出張所の使用についてですが、消防団の屯所としての活用という部分も含めて、現在調整中であります。

以上です。

委員長 高橋到君。

5番 それ今消防団ということは、消防団にはそういうお話は行っているわけですね。

委員長 総務課長。

総務課長 ただいまの質問に関しては、高橋課長代理のほうから答弁いたします。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 西和賀消防署、湯田出張所のその後の活用ということでの伺いであると思っております。

当初町としましては、現在西和賀町消防団第1分団第1部、川尻になりますけれども、川尻の使っている屯所が非常に車庫が狭くて、ちょっと消防の屯所としては使い勝手が悪いという

状況がございましたので、湯田出張所の車庫をそのまま第1分団第1部の車庫に使ったらいけないかという話を、最初は部長さんのほうにお話をしてございました。そういった流れで、まず方向として調整をかけていくということで考えてはいたのですが、部長さんのほうから団員さんと協議した結果、除雪のほうがちょっと難しいかもしれないというような話を伺っておりまして、そこら辺の調整がまだ取れていないというような状況でございます。現状としては消防団に、幹部会の中でこういったお話がございましてという話はさせていただいているところではあるのですが、消防団の屯所として使うというようなことが決定したというところではございません。

委員長 高橋到君。

5番 そういうのは早急に決めてもらって、あと何か月かで雪降ってくることで、すぐ決めてもらいたいと思います。

それから、もう一つ、防火水槽整備事業で、湯之沢地区に防火水槽を1つ造ってもらったのですが、これに関連して、湯本地区の旧関東自動車の保養所の前の消火栓、あれは使用不可の札立っていましたが、それどのようになっていますか。直っていましたか。

委員長 総務課長。

総務課長 消火栓の関係について、高橋課長代理のほうから答弁いたします。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 今ご指摘のありました湯本の消火栓でございますけれども、消火栓は水道管からの水ということで、水道工事の際にというか、水道の漏水が発見されて使えない状況になっているということで伺ってはございました。ただ、修繕して直せるような状況ではないということも伺っておりまして、消火栓をちょっと寄せればいいのかといても、湯本の敷地内、あそこら辺ですぐ寄せる場所がないということで水道のほうからもちょっと伺っております。

状況としましては、消防署のほうに、あの消火栓は使えませんということでお知らせはしてございました。その後何の経過も、消防団のほうにもちょっと連絡がなかったかなと思いますので、その辺は今後消防団幹部会等を通じて連絡をしていきたいと思っております。

委員長 高橋到君。

5番 そういうことなのです、連絡。消防署には言っています。実際に現場の地元の消防団員が一切知らされていないと、これどうなっているのよと逆にこっちのほうで聞かれる。そんなばかなことはないと思いますので、やっぱり連絡だけは密にしてやっていただきたいと思えます。

以上です。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思えますけれども、抜粋資料の中の6ページでございますけれども、大沓の工場用地原状回復工事ということで記載されておりますけれども、この中身を、詳細をちょっとお知らせいただければと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

大沓工場用地原状回復工事ですけれども、これについては町が所有者からお借りしていた土地の部分になりますけれども、目的としておりました大沓工場用地としての使用が終わっており、土地の所有者から使用貸借の中止といたしますか、土地の部分を町のほうで使わないのであれば、お返ししていただきたいということで、原状に戻す、要は借入れ時が畑の状態でしたので、その畑の状態まで回復する工事を行って、所有者にお返ししたものであります。

委員長 柳沢安雄君。

3番 ご説明いただきましたけれども、所有者に返すために原状復旧をして返すということでございますけれども、工場用地となっておりますので、町のほうで74万4,900円で原状の回復を

して返すということでございますけれども、これはむしろ工場……ここに工場が建っていたわけですよね。工場建っていなかったかな。

委員長 総務課長。

総務課長 工場は、今は既に建っておりませんので、雑木とかそういうふうに荒れた状態にありましたので、その部分をお借りした時点での形に復帰する工事ということになります。

以上です。

委員長 早川久衛さん。

9番 1点だけ確認をします。実は、総括でやろうかなと思ったのだけれども、今日たまたま総務課長さんが出ておりますので、この監査意見書で各種団体の事務扱いが結構あるから、今後とも検討しなければならないということがちらっと出ていますけれども、総務課長として、この各種団体の事務取扱を何件やっているかという感じのことは把握しておりますか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

各種団体の事務を行っている件数等についてですけれども、ちょっと今私のほうで正確な数値はつかんでおりません。行革担当のほうで押さえた資料としてまとめたときがあったかと。その部分については、早急に関係課と連絡を取り、把握に努めたいと思えます。

以上です。

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

先ほど質問の中に消防車両の更新計画について、委員会開催中に提出していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 では、そのように資料の提供についてお願いいたします。

これで総務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで総務課への質疑をひとまず終了し、次のふるさと振興課の審査に移るため10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時45分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、ふるさと振興課の審査を行います。

ふるさと振興課が所管するのは2款総務費であります。

ふるさと振興課長から事業の説明を求めます。

ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。ふるさと振興課でございます。

事業の説明を始める前に出席職員のほうの紹介をさせていただきたいと思っております。課長代理の高藤一幸です。主査の山田ゆう子です。同じく主査の高橋直幸でございます。主事の田中賢です。よろしくお願ひします。

それでは、お配りした資料により、ふるさと振興課の決算内容の主な事業について説明をさせていただきます。令和元年度決算書一般会計抜粋、ふるさと振興課という資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

開いて、1、2ページをお願いします。2款1項1目一般管理費は、職員給与に係るものです。

6目企画費の1節報酬は、空き家対策協議会委員、集落支援員、地域おこし協力隊に対する報酬となります。集落支援員は、平成29年度から1名を採用しておりますし、地域おこし協力隊は平成30年度から1名の隊員を配置し、ふるさと納税分野ですとか、町内事業者のウェブ更新等の支援に取り組んでいただいております。

8節報償費のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員謝金ですが、こちらについては会議を開催いたしまして、第1次の評価検証、第2次策定に係る方向性の確認を行ったところです。また、空き家相談会専門員謝金ですが、

町内2会場、8件の相談対応に対しまして、専門員への謝金の支払いを行ったものでございます。ふるさと納税返礼品費用は6,716万9,409円の支出となりました。ちなみに、令和元年度ふるさと納税寄附金額は2億2,669万7,021円となっております。

11節の需用費中の消耗品は、ふるさと納税に係る経費が主なものとなります。燃料費につきましては地域おこし協力隊の車両等、印刷製本費はふるさと通信印刷等に要した経費となります。光熱水費は、まちなか交流館に係る経費が主なものとなります。

12節の役務費ですが、こちらの通信運搬費は、主にふるさと納税に係る郵送料となります。続きまして、3ページ、4ページのほうをお開き願ひします。ふるさと納税事業推進支援業務手数料は、新規返礼品の開発、寄附者への情報発信等に対し、株式会社祭り法人射的との契約により、寄附額の5%、1,144万1,815円を支出しております。そのほか、謝礼品の発送事務手数料、クレジット決済手数料などを支出しております。

13節委託料ですけれども、こちらは地方創生関係事業として、まちなか再生業務委託料210万円、地域ブランド推進業務委託料の74万3,182円と西和賀町拡大コミュニティ及びふるさと交流業務委託料406万8,000円については、県の地域経営推進費の助成を受けて実施したものでございます。また、ふるさと納税情報発信等業務委託料596万2,000円につきましては、ふるさとチョイスのポータルサイトの運用、またプロモーションの支援に対しての支出となっております。

次に、5ページ、6ページ目をお開きいただきたいと思っております。19節の負担金補助及び交付金では、空き家改修等助成事業費補助金103万4,000円は、移住者2件の申請に対しての支出となっております。また、地域イベント助成事業費補助金は、こちらは複数の行政区等で実施するイベント開催に対して助成をするものですが、1団体、志賀来雪氷まつりのほうに

交付をしたものでございます。

8目自治振興費の19節負担金補助及び交付金につきましては、自治活動支援事業費補助金ということで637万3,009円、こちらは各行政区の自治活動を支援するものとしての支出となっているものでございまして、決算附属資料の138ページのほうに各地区の活動内容を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。また、自治総合センターコミュニティ助成事業補助金210万円につきましては、こちらは宝くじの社会貢献広報事業ということで、令和元年度は湯田地区の交流人口拡大に係る事務用備品の購入に交付をしたものでございます。

あと、主要事業の詳細につきましては、決算附属資料の58ページから課の分がございまして、そちらのほうをご確認いただきたいと思っておりますので、審査のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長 ふるさと振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 3点ほどお聞きしたいと思います。

附属資料で質問したいと思います。58ページの地域おこし協力隊招聘事業ということで、今はふるさと振興課だけではなく、いろいろな課に配置をされているようではありますが、令和元年度は協力隊4名の継続雇用と新たに3名ということで、7名の協力隊が活動しているようではありますが、この協力隊については最長3年間の契約ということの制度ではありますが、年間活動計画であるとか、例えば3年間の活動計画であるとか、そういったものはあるのか。また、あれば、令和元年度、その1年間の計画に対する進捗等については、ふるさと振興課のほうで捉えているのか、その点が1つ。

2点目は、その下の、今日推進監はいらしてないようですが、婚活応援事業についても質問してもよろしいですか。

(はいの声)

10番 についてですが、令和元年度は2回の婚活イベントを開催したということで、延べ人数でいくと男女合わせて42名ということになっていると思いますが、このイベントを業務委託したということで、106万7,800円ということですが、この委託料の中身については、会場設営費等が多いのか、何がこの委託料の中で実際結果的に多いのか、その辺のことについてお聞きしたいと思います。

それで、最後の3点目ですが、次の59ページの移住・定住推進事業ということでちょっとお聞きしたいのですけれども、移住定住フェア等に3回参加をしたということですが、恐らく会場で西和賀町のブースを設けてPRをしたということだと思いますが、その3回でどれほど西和賀町のブースに来訪者がいたのか、またチラシ、あるいはパンフレット等はどれくらい配ったというのか、渡したのか、その辺の状況についてお聞きしたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、今の質問にお答えしたいと思います。

協力隊につきましては、委員のおっしゃるとおり、現在は各課のほうに配置をされているということで、決算の話であれですけれども、令和2年度は今現在6名の隊員がいるということになっております。協力隊の募集につきましては、各課のほうで要項を作成して、どういう人材を招聘するかということで受けているものでございまして、入ってからは各課の計画というのか、協力隊との話合いの中で確認しながら進めているというところでございます。

3年間の計画というところは、恐らくどこもなく、1年ごとの計画になっておまして、各課のほうで、予算の関係もありますので、どのような活動を協力隊が行いたいのかというのを聞き取りしながら、予算づけをするということをしておりますし、あとは毎月の活動実績

報告というようなことで求めて、こちらにつきましましては課のみならず町長まで上げるというようなことで行っております。

続きまして、婚活事業ですけれども、令和元年度は2回実施したということで、こちらは会場が盛岡会場ということでございまして、2回とも私のほうも出席しましたけれども、そういうスタッフが五、六人いるという部分もありますし、会場使用料もあります。あとは、実際にカップルの成立までずっと追跡をしながら支援をするということで、その部分の費用が大きいものになります。ちなみに、令和元年度2回実施した中で、2組成立いたしましたので、この人数、回数の中では効果が大きかったものと思っております。

次に、移住定住フェアでございましてけれども、こちらは主に県南振興局管内一緒に行うというものでございまして、仙台市、東京都が2回ということで、3回になります。仙台市のほうには、14名の学生さんが見えられたというようなこととございまして、あと東京都の東北U・Iターン大相談会というところにつきましては9組の10名が参加。また、東京都の南いわて暮らしセミナーというところにつきましては、学生さんが18名ということでございました。西和賀町というところの情報を持って参加された方もいたという話は聞いております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 協力隊についてであります。年間計画があつて、報告書が毎月出ているというようなご答弁でありましたが、そうすると例えばそれは担当課で捉えているということだと思っておりますが、ふるさと振興課にも1名の協力隊の方がいらっしゃいますが、その方の令和元年度の活動については、おおむね計画どおり、思ったように進んだということなのか、その辺。

婚活については、カップルができてからの追跡のそういったものに経費がかかるということ

でありましたが、実際令和元年度2組のカップルということでございましたが、こういった追跡というか、そういったことを行ったのか、その詳細をお伺いしたいと思います。

移住定住フェアについては、仙台、東京ということとありますが、仙台会場は全体で来場者が何人いたのか、また東京会場は何人いたのか、その点を捉えているのか、捉えていれば教えていただきたいと思っております。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

ふるさと振興課の地域おこし協力隊につきましては、令和元年度の当初予算前に相談をしまして、どのような活動をしたいかということで聞いて、予算措置をしたところでございまして、その部分では例えばいわてアグリフロンティアスクールを受講したいという部分ですとか、あとふるさと納税関係の運営事業者、そういうところに出張しながら研修したいというような部分に応えられたということで、本人の希望どおりにはできたと思っております。

そして、婚活のほうなのですけれども、こちらはカップルが成立した後というよりも、カップル成立までを支援するというので、ある程度お互いの意思を確認しながら会う時期を設定したりですとか、最初のほうは名前を伏せながら合わせるとかというような、そういう綿密な計画を立てながら成立に向けて取り組むというようなところがありまして、その部分が非常に大きなところになるかと思っております。

そして、移住定住なのですけれども、先ほど報告したところが県南振興局エリアに来た人数ということなので、その中の西和賀町に関心を持った人がいたということで、あと会場に全体でどれくらい来たかというのはちょっと把握はしてなくて、大体全国的なところが集まって、そのエリアに集まってくるということなので、把握しているのはその人数ということになります。

す。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 協力隊については理解をしました。

婚活については、これ男性12名、女性12名ということですが、例えば人数が多くなれば、その委託料も膨れ上がっていくというようなことなのか、その辺について。

移住・定住推進事業については、フェアに参加を毎年しているのだというふうに思いますが、14名、10名、18名というようなブースに来訪者があったということですが、その辺については結果として、担当課としてはどのように捉えているのか。フェイスブック等でも、フェアは目立つことが一番だというような、そういう投稿もあったりしているのですが、やはりより多くの方々に西和賀のブースを訪れてもらい、話を聞いてもらうということがまず第一のスタート、一歩だということだと思います。会場で魅力ある地域がほかにもたくさんあるので、その会場の中で埋没してしまっただけでは意味もないということだと思うのですが、その課題と、今後どういうふうにしていったらいいのかというような考えがあれば、ちょっとお聞きしたいのですが。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えしたいと思いますけれども、まず婚活につきましては、参加された人数によってというよりも、中身の1回単位というところで、人数によって左右されるものではないというものです。

あと、移住定住フェアの関係につきましては、確かにそういうふうな目立つところ、目立たないところとか、そういうようなところの差というのは会場によって現れるというのはあると思っていて、そういう部分がいかに、行った県南地域がより広く人を集められるかということが重要だと思いますので、そこは、令和2年度はあれですけれども、令和3年度に向けて

はそういうふうな部分を県南エリアの関係市町村とか県のほうで十分に練っていただいて、対応することだというふうに思っております。そのようにしたいと思います。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 抜粋資料の4ページです。ふるさと納税の関連だと思えますけれども、委託料、ふるさと納税事業推進支援業務手数料と、それからふるさとチョイス使用料で1,000万円ずつかかっているわけですが、ふるさと納税において2008年に17件で64万8,000円ぐらいだったのが、2019年は1万699件で2億2,000万円という形になっています。これがあって多分伸びてきたのだと思うのですが、感触というか、実績等をどのように捉えているのか。また、これがなければできないのかというあたりになると思うのですが、どういう感じで来ているのかということをお聞きしたいと思います。

それからあと、確認でありますけれども、これは6ページの行政区長の不用額、ちょっとこれ確認しておきたいと思えます。

それから、附属資料の60ページの地域ブランド推進事業の中で、プロジェクト参加事業所の主体による協議会が設立したということですが、この協議会の中身等をお知らせいただきたいと思えます。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えしたいと思いますけれども、最初のふるさと納税の部分につきましては、こちらは令和元年度に株式会社祭り法人射的というところと町で契約いたしまして、にしわがチョイスということとで取り組んでまいりました。祭り法人射的のほうと委託契約した部分というのが非常に大きくて、例えば事業者勉強会というものかなりの回数開催いたしました。そのようなところで、事業者さんのほうもふるさと納税制度というものを深く理解して、より積極的に

返礼品づくりに努めていただいたということになります。

また、一気に返礼品を、70品目だったのを230パターンに広げたというところで、そういうところからも寄附額の増にもつなげていただいたというふうに思っております。

また、ふるさとチョイスのCMSという、コンテンツ・マネジメント・システムというサイトを活用しながら、より返礼品を多く見せるような仕組みもあるのですけれども、その中でも寄附者の方のメッセージというのがありまして、そのメッセージに答えられる仕組みになっており、それを私どもの課の地域おこし協力隊が一生懸命メッセージを送信したというところで、非常にリピーターも多くなったというようなどころにつながっていると思います。

そのようなことで、今年度につきましても新たに地区を回りながら、にしわがチョイスというところで協力しながら、新たな返礼品発掘に努めているところですので、非常にその部分は効果があると考えています。

あと、行政区長の不用額でございますけれども、こちらにつきましては行政区長の報酬の部分ですけれども、報酬の基準がありまして、例えば世帯数何件だったら幾ら……ちょっと待ってください。ちょっと失礼します。区长報酬につきましては、世帯数が30以下であれば10万円、31世帯から130世帯であれば13万円、131以上であれば18万円、それに1世帯当たり1,000円を加算、掛ける1,000円を加算しているということで、世帯数の増減があつての不用額ということになります。

あともう一点は、ユキノチカラの協議会の中身でございますけれども、こちらにつきましては令和元年度から主体を協議会のほうに移しながら、町が支援するという形を取っておりますけれども、当初から関わりました12事業者がございまして、主にお菓子関係を製造する業者さんの集合で組織したものでございますけれども、

まず事務局を令和元年度は産業公社のほうに移しながら、自主的な活動というか、販路開拓ですとか、商品開発というものを目指すというようなどころで進む形を取ったというところでございます。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 やっぱりこれこそ費用対効果といえますか、1,000万円、両方で2,000万円ですけれども、ふるさとチョイスに入っていくと、すごいなと私も思ったのですけれども、これはすごく有効で、それ活用していると思いますので。ただ、本当にこのまま、今の事業がこのまま進んでいくかというあたりは見極めなければいけないのかなと思っております。

区長の部分は分かりました。

それで、ユキノチカラのほうなのですけれども、今12事業者があると言うのですけれども、この先というのはどの程度を見込んで、考えているのかということ、もっと広げていくのか、そこはそこでやっていくのかと、その辺の展望等あればお知らせください。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えしたいと思います。

令和2年度になりまして、協議会のほうにはへリオス酒造さんが入って13ということになっております。

今後の展望というところでいきますと、まずどのような形で持っていくかというのは、協議会の考え方と、あと全体的な町の考え方というものもございまして、そこは協議しながらというのがありますけれども、現在であれば、食品関係にとどまっているというところもありますし、それが今後例えば物になるですとか、そういうようなどころについて、ちょうど今年事務局体制もしっかりしながら、そういう製品の審査基準なども設けながら、よりブランド化を進めていくというようなことを考えていますので、そこについては今後の協議ということで考えてい

るところでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 私も決算附属資料のほうで質問したいと思います。

先ほど同僚議員も質問したのですけれども、最初に地域おこし協力隊についてなのですけれども、活動実績報告はいただいているということでしたけれども、ここに記載があるように、各隊員はいろんな希望を持って来ていると思います。現実的に、来て、いろいろ仕事をしている中で、そこでのギャップ等があると思うのですけれども、そこでの調整を図りとあるのですけれども、この調整のほうは各担当課なのか、それともふるさと振興課でその調整を行っているのか、隊員同士の横のつながり等もあると思うのですけれども、その辺について課としてどのように関わっているのかをお知らせ願いたいと思います。

60ページの空き家対策事業、業務をシルバー人材センターに委託しているという記載ですけれども、年に2回の見回りで23万円、1回10万円かかるということはどの程度の件数があって、私の感覚では見回りということですので、見てくだけなかなと思うのですけれども、実際壊れているところとか、そこの補修まで入ってのこの金額なのかという点です。

次のページのまちなか再生事業、ものづくり講座ということで実施されて、工学院大学のほうに160万円の委託料になっているのですけれども、この具体的中身、いろいろ材料費になっているのか、座談会は1回ということなのですけれども、この委託料。

同じく下のかわまち事業資料作成、まちなか交流館周辺整備事業の委託料についても、この中身について少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

最後に、62ページのコミュニティ助成事業なのですけれども、その前のページに地域づくり推進事業ということで自治活動交付金もあるの

ですけれども、それとは別に、このコミュニティ助成事業というのはどのような申請というか、基準というか、各地域に交付金も交付されていて、内容についても詳しくあるのですけれども、それとこれとの違いはどのような点なのかをお知らせ願いたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えしたいと思います。

協力隊の関係からですけれども、まず協力隊の関係につきましては、委員おっしゃるとおり、各課のほうで活動状況を把握しながら、月の状況はこちらのほうにも回ってくるというようなことで、そちらのほうにも要望事項というようなところで記載がありまして、それが例えば課を超えて全体的に考えなければならないのであれば、ふるさと振興課のほうで主体的に進めるような形を取っております。

あと、空き家のシルバー人材センターの見回りにつきましては、1件につき700円というような計算で、空き家自体は144件ほどありますので、こちらは旧湯田、旧沢内、各1人が回って、ただ見るだけというよりも、ある程度優良な状況ですとか、管理されているかとか、そういうようなところまで把握しながら回っているというようなところがございます。

では、まちなか再生の関係につきましては、加藤代理のほうから回答いたしますので、お願いします。

委員長 加藤課長代理。

ふるさと振興課長代理 まちなか再生とかわまち事業に関しては、私から説明させていただきます。

まちなか再生事業につきましては、昨年度ものづくり講座を3回ということで、あと座談会1回ということなのですけれども、ここに学生と先生が参加して、実際にこちらに赴いて、住民と一緒に物づくりをしながら、いろいろ作成した

り、座談会の中でいろいろ協議しているという部分と、経費の中身としましては、それに向けての資料なり、報告書なりというものが含まれて、この経費というふうになっています。

あと、かわまち事業の下の部分ですが、かわまち事業の登録に向けまして様々な経費の……今のところ4地区を選定しているのですけれども、4地区に対する想定している事業の中身に対する工事費の概算の積算とか、あと各地点におけるイメージのパスなり設計図などを作成するといった経費で、この経費というふうになっております。

以上です。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからはコミュニティ助成事業の関係、この自治活動交付金との違いということでお答えしたいと思いますけれども、自治活動交付金につきましては29の行政区を対象といたしまして、自治活動の財政的な支援ということで、人口割ですとか、世帯割、班数割というような算定に基づいて交付金を算定して支出しているものでございます。

コミュニティ助成事業につきましては、宝くじ助成というようなことで、こちらについては補助金というような形を取りますけれども、100万円以上の事業について上限が250万円というようなことで、地域活動に係る備品購入が主なものになります。そのようなことで、各行政区では簡易倉庫ですとか、あと祭りに係る山車ですとか、そういうものの整備に使っているところが多い状況です。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 地域おこし協力隊については、前からいろいろ議会でも議論しているのですけれども、どうしても隊員の希望とのギャップというのが出てくると思うので、各担当課に任せている部分もあると思うのですけれども、横のつながりという部分で、ふるさと振興課、担当として、

隊員同士のコミュニケーションを取るなどのことはしていただきたいなと思います。

空き家対策は分かりました。

まちなか再生事業のものづくり講座のほう、大学生等々ということでしたけれども、かわまち事業、昨日ちょっと補正のほうで川尻地区もというような話があったのですけれども、それも含めての4地区とありましたけれども、どちらも今後とも継続していくという予定の事業なのかについてお伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まちなか再生事業につきましては、湯本の再生ということで、ものづくり講座というようなことを通しながら、大学生さん、工学院大学の協力をいただきながら、地域の青年会のメンバーを中心にしながら進めてきたというのが令和元年度でございました。その中で、そもそもまちなか交流館周辺の環境整備というところで、和賀川のほうの遊歩道の整備ですとか、そういうような意見を踏まえながら検討していく段階で、かわまちづくり事業というものの国の事業があるということを知りまして、錦秋湖を一体的に捉えた場合に、4地点というのがあって、天ヶ瀬と無地内と上野々と交流館のある湯本の地点というところが最低限の経費で大きな効果を上げられる地点ではないかというようなことで、その地点を選んだところでございます。その中で、ランドデザインというところで、さらにランドスケープというところで委託をしながら、令和元年度は計画的なものをつくりましたし、あとは4地区について、かわまちづくり申請に向けてどのような整備を行っていくのかというようなことで、そういうふうな必要な書類づくりのほうをお願いしたものでございます。今年度につきましても、申請に向けて、今まさにそういう精査を進めている状況でございます。今後工学院大学とまちなか再生の関係をどうしていくかというのは、これから協議をしながらになります

ので、お願いします。

以上です。

(地域おこし協力隊の声)

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 協力隊につきましては、私どものほうで横のつながりということで、年度当初顔合わせをしながらというようなことをやっております、なかなかそれぞれのポジションがあつて、集まれる調整も難しいのですけれども、協力隊のほうに呼びかけながら、その中でも中心になる人を決めて、集めていただいて、そこに加わりながらというような話はしているところですので、そういうふうな形で、相談体制などでうちの課も関わっていきたいと思います。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 私のほうからは2つです。

1つは、婚活応援事業、先ほどお話がありましたけれども、成果については分かりました。元年度は2回開催しておられまして、なかなか開催時に参加者の集め方が、かなりご苦労なさっているなというような印象を持っております。2回目には男性が半減しておるのですが、この辺の理由等を分析しておられるのか、お聞きします。

もう一つは、ふるさと納税についてであります。寄附の目的別の集計があつたと思うのですが、あちらの集計はできているのかどうか。前の集計ですと、結構教育のほうの寄附が多かつたように記憶しているのですが、今の寄附の動向というか、そういう変化はあるのかどうか、お聞きします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えしたいと思います。

まず、婚活の部分でございますけれども、人数が男性1回目は12人、その次は半減したというようなことございまして、確かに人集めには大変苦労しているというところでございます。

状況としては、やっぱり1回目に出た方がまた2回目も応募してもらおうというような形で、なかなか年齢的にも、人数的にも限られた中でということで、その人数に落ちてしまっているなという気はいたしますし、今考えているのは、もっと幅を広げて、40代、50代ですとか、そういうところも見ないといけないなというふうに思っております。

あともう一つは、婚活というようなことで出してしまうと、何となくそういう名前だけでなかなか参加しづらいようなところもあると思うので、あまりそこを意識しないような形で、例えば自然体験に男女誰でも参加してもらえるような形を取りながら、その中でカップルが成立するような形の仕組みを今年はやってみようかなというふうに考えているところでございました。

あと、ふるさと納税につきましてはですが、寄附の使い道ということでまとめておりますが、令和元年度につきましては、順位でいきますと、活力ある産業創造のための事業というところが一番寄附額が多くて、続きまして子育て支援のための事業、そして健康・生きがいがづくり支援のための事業、若者定住のための事業、地域力向上を図るための事業、その他というようなことの順番になっておりまして、教育関係が前は1番だったというようなことですが、令和元年度につきましては活力ある産業創造のための事業のほうの寄附額が多くなっているという状況になっております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 婚活については、人を集める方法、婚活を意識させないような集め方というものもお考えだということでございます。私もそういうような考え方のほうが、例えば私のような人見知りする形の人も参加しやすいような募集の仕方であれば、また参加もしやすいのかなと思っております。その辺のしっかりした内容の見直し

必要ではないのかなというふうな思いもございません。

それから、ふるさと納税については、この辺の動向というのか、その辺がやはり変化、寄附者の変化というのも分析しなければならないのかなというような思いがございます。もしよろしければ、集計したものがあれば、後で結構ですので、いただければなと思ってございますが、できますでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 取りまとめたものについては、資料で出したいと思います。

委員長 早川久衛君。

9番 抜粋の4ページの上段にクレジット会社の5%の手数料とうたっていますけれども、これは何社ぐらいから見積り取っての5%ですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えしたいと思います。

こちらにつきましては、寄附額の1%ということで、ヤフークレジットということで1社との契約になっています。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 ちょっと意味が分かりませんので、もう一度。1%。5%と1%の違いをちょっと説明してください。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えしたいと思います。

先ほどの5%につきましては、ふるさと納税の事業者推進支援業務手数料ということで、株式会社祭り法人射的のほうと契約しております。こちらは寄附額の5%を支出しているということですし、あとふるさと納税クレジット決済手数料というのが、クレジットカードを使って寄附を支払うというような形になりますけれども、こちらが寄附額の1%で、ヤフー公金という会社と契約をしているというものでございます。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 そうすれば、5%というのは、クレジット会社に払っている手数料ではないということだよな。

(そうですの声)

9番 その確認です。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

先ほどの資料の提出については、委員会開催中に提出するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これでふるさと振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終了したいと思います。これに異議はありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここでふるさと振興課への質疑をひとまず終了し、昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、企画課の審査を行います。企画課が所管するのは2款総務費、12款公債費、14款予備費であります。

企画課長から事業の説明を求めます。

企画課長。

企画課長 皆さん、こんにちは。企画課でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、当課の出席者を紹介いたします。課長代理の内記良伸です。主査の高橋高行です。同じく主査の高橋祐征です。同じく主査の藤原正弘です。藤原は、県からの駐在員ということで、今年の4月から一緒に仕事をさせてもらっております。主に交通関係の担当をしております。最後に、私は企画課長の吉田博樹です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、当課の主な事業について、お配りしております資料により歳出の内容について説明させていただきます。

表紙をめくって、下に振っていますページになりますが、1ページと2ページをお開きください。2款1項2目文書広報費、11節需用費のうち印刷製本費284万2,750円は、広報西和賀の印刷代となります。

13節委託料340万2,300円は、町の公式ホームページ更新業務に係る委託料となります。

次に、3ページと4ページをお開きください。5目財産管理費、25節積立金2億1,250万3,000円は、それぞれの基金の設置の目的に応じ、予算に基づき積立てをしたものです。主なものとして、がんばる西和賀応援基金に1億1,203万2,000円、また今回の決算でも昨年度に引き続き、今後の公債費の増加に備え、減債基金1億円の積立てを行っております。

6目企画費、1節報酬、町民バス運転手の報酬515万1,720円と、4節共済費、7節賃金、11節需用費等の合計448万2,216円を足した963万3,936円が町民バス、いわゆるおでかけバスに要した支出となります。

3ページと4ページをお開きください。13節委託料のうち第三セクター経営改善事業経営状況調査業務委託料22万円は、株式会社エステックに対し、経営調査による経営分析、評価をしたものです。地域公共交通体系調査業務委託料104万5,000円は、県の地域公共交通活性化事業費補助金を活用し、おでかけバスの利用実態の調査、運賃箱や乗合タクシーの表示マグネットなどの作成をしたものでございます。

5ページと6ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金のうち広域生活路線維持費補助金1,529万4,379円、生活交通バス運行維持費補助金36万8,000円は、町内を運行する4つの路線バスに係る補助金であり、このうち広域生活路線維持分については、県の地域バス交通支援事業費補助金の対象となっているもので

ございます。なお、湯けむりタクシー、乗合タクシー実証運行補助金212万3,930円は、乗合タクシー、湯けむりタクシーに対しての補助金となります。

21節貸付金、株式会社エステック経営改善資金貸付金2,000万円は、株式会社エステックの経営改善に向けての短期資金の貸付けとなります。

5項統計調査費、2目諸統計調査費187万7,381円は、農林業センサスの指導員及び調査員46名分の報酬が主なものとなります。

7ページと8ページをお開きください。12款公債費、元金6億5,117万2,293円と利子5,258万7,601円の合計7億375万9,894円は、一般会計の地方債の償還費用です。

14款予備費は、予算額800万円のうち、302万6,000円各科目に充用したものであり、支出額については充用先の科目に反映されるものです。

なお、企画課の決算概要につきましては、附属資料の57ページと134ページから135ページになります。

当課からの説明は以上のおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 企画課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からの質問は、4点ということで質問させていただきたいと思います。

決算附属資料を見ながら質問してまいりたいのですが、134ページからということで、まず第2次総合計画ということで、この記載の中には今後の計画推進について意見を伺ったということではありますが、具体的に審議会の中でどういった意見が出されたのかということをお聞きしたいと思います。

次に、3番の定住自立圏構想ということで、第2期共生ビジョンの策定に向けて関係市町と協議をしたということではありますが、具体的にどういった協議をされたのかということをお聞

きしたいと思います。

そして、その下に行きまして、行革であります。第3次行政改革大綱の中で、これも重点事項の推進状況について検証し、また今後の行革の取組などについてのご意見を審議会を開いて伺ったということですが、こういった詳細の意見があったのかということ。

そして、次のページ、135ページの西和賀町地域公共交通活性化協議会で、西和賀町の公共交通についての協議検討を行ったということですが、具体的にこういった協議をなされ、こういった意見が出されたのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

総合計画の関係のご意見ということでございまして、昨年度末に基本構想審議会を開催してございます。時期的に遅い時期ということもあって、コロナの関係もあって、参加者は若干少なかつたのですが、そんな中出席いただきましてご意見をいただいております。

基本的に第2次総合計画前期基本計画の内容の進捗状況を説明させてもらってございます。その中で出されたご意見ということでございまして、計画というか、まちづくりに対してのご意見という部分もございました。例えばいろいろやっている事業についての内容の周知をお願いしたいというようなもの、あとは今進めている温泉であったり、そういったものの売却を進めているわけですが、そういった内容の周知を住民のほうにもっとお願いしたいというような意見等々ございました。

あと、今回の中で計画に対して進捗の状況を、4年というスパンで前期の計画を立てておるわけですが、全体4年に対しての進捗ということではなくて、1年ごとに区切って、4分の1に対して今年どのぐらい進んだのかというような進捗の状況で説明をさせてもらったところでございます。ある程度進捗については進ん

でおりますけれども、ただその考え方について委員の方から、そういう考え方ではなくて、やっぱり全体を見た形での進捗状況にしたほうがいいのではないかというご意見いただきましたので、今年度の基本構想の審議会ではその辺検討しながら、資料提出していきたいというふうに考えてございます。

定住自立圏でございますけれども、定住自立圏はご存じのとおり、奥州、北上、金ケ崎、西和賀という2市2町で、平成27年度に定住自立圏構想をつくってございます。つくって5年たって、今2期の、昨年度末が見直しの時期ということで、協議の内容は次期計画についての、見直しについての協議が多くなされてございます。ただ、ちょうど切替えの時期にコロナがありましたので、打合せに直接行くというのではなくて、文書の中での協議が主な形になってございます。

そんな中、2期のビジョンに追加した事項、項目としては、Uターン関係の相談会であったり、消防の合同の研修会、あと芸能関係、鳥獣被害対策、あと広域物流ルート構築に向けた調査研究というような部分が次期の計画に追加される見込みとなっております。

次に、行革の関係でございます。行政改革審議会につきましても、昨年度末開催させてもらってございます。その中でのご意見でございますけれども、あまり多くご意見はなかったのですが、自治活動支援補助制度が昨年度若干見直された中で、非常に使い勝手がいいという地区住民、区民からお答えがあるというようなご意見がございましたし、あと事務局団体の見直しの部分で、納税貯蓄組合連合会という団体が見直しで減ったということは一つの成果だなどというようなご意見をいただいております。

最後に、公共交通の活性化協議会でございまして、元年度はおでかけバスと湯けむりタクシーの実証運行をやってまいりましたけれども、おでかけバスについては本格運行、1乗

車につき100円での運行を実施したいということの協議をしてございまして、その中で決定され、昨年10月から100円徴収する形の運行の決定を受けてございます。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 審議会あるいは協議会で出された意見ということで、課長からご答弁をいただきました。また、意見をもらって、ちょっと変えたような話もされましたが、各審議会あるいは協議会の中で出されたそういった意見が、改めてまたお聞きするのですけれども、意見をいただいて、その意見をどのように取り扱って、今後にどうつなげていくかということをお聞きしたいのですが、具体的に何か意見をもらって、先ほども意見をいただいて変えたというような答弁もありましたが、改めてその辺も含めてご答弁いただきたいのですけれども。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

意見の取扱いということでございますが、基本構想審議会の中で出た意見としましては、具体的な部分で言いますと、幼児保育のような施設の使い方について、詳細が分からないというようなご意見もございましたので、そういった部分につきましては健康福祉課のほうにその話をつないで、いろいろな場面での、子供関係の健診であったり、そういった際にいろいろと情報提供できるような形での情報の共通認識をさせてもらってございます。できる限り、懇談会においてもそうなのですが、所管する課に、それぞれ伺ったご意見、回答できない部分につきましては、認識を共通にした中で対応させてもらっているというところでございます。よろしく申し上げます。

委員長 高橋宏君。

8番 私も決算附属資料、昨日のコロナ関連の中で町民バスを更新するというような話あったのですけれども、現在使われているバスは大体1

日の走行距離から判断してどのくらい使用して、今回の更新になったのか。今回はコロナ関連ということがあったのですけれども、それから予測するとまた何年か後には更新ということが出てくると思われるのですけれども、2台バスあると思うのですけれども、どのくらいの走行距離で更新になったのかを教えてくださいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 町民バスについてお答えしたいと思います。

まず、現在使用しておりますバスでございますけれども、平成21年式の車両でございまして、現時点で購入から11年ほど経過してございます。走行距離でございますが、車両によって違うのですけれども、湯田バス、青いバスが30万4,000キロほどでございますし、沢内の赤いバスが38万8,000キロほどの走行距離となっております。11年経過ということで、本来であればメーターが振り切るぐらいといいますか、1回転するぐらい乗ればいいのですが、なかなか寒冷地ということもあって、塩害であったり、そういった部分で下回りの消耗といいますか、整備が非常にお金がかかるというような状況がございまして、乗っている方々に危険が及ぶまで乗るということはできないと思いますので、その辺は考えながら更新をしていかなければならないなというふうに考えてございます。

あと、新規に購入するわけですけれども、最低限、11年以上は使えるような形での対応をしていきたいと思っておりますし、もちろん大事に使っていくということは前提にあることというふうに考えてございます。

以上、よろしいでしょうか。

委員長 高橋宏君。

8番 総括のほうになってくるかもしれないのですけれども、先ほどの質問にもあったように、これから地域公共交通全体で考えなければいけないというときに、町民バスの更新、またスク

ールバスの更新などもされているようですから、全体としてこちらの見通しが立たないと、バスの購入計画とか、そういうふうな計画にもなってくると思うので、地域公共交通の活性化についてのある程度の見通しを立てないと、その他バスの更新とか購入にも関わってくると思うのですけれども、活性化協議会として、どの時期までに町内の公共交通について判断をしていかなければいけないかなというふうな、ある程度の見通しを立てた中での計画なのかについてお伺いしたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 見通しということでお答えしたいと思います。

町全体の交通の計画という部分ですが、実を言うとまだ手がついていない状況で、この間もお話ししましたが、今月末から来月には、一つのプロジェクトではないですが、検討する場をつくって、早々に取り組んでいかなければならない大きな問題であるというふうには認識してございます。

その中で、今回更新したわけですけれども、更新した車両、一応予備車ということで、何らかの感染なり発生した場合の対応ということで置いておくわけですが、全体を見たときに、もしかするとその車を使わなければならない構成になるかもしれません。そういった部分も踏まえながら対応していきたいというふうに考えてございますし、考えがまとまった中での方針計画というのはもちろん重要なものというふうに捉えてございます。

委員長 刈田敏君。

1番 ホームページのことですけれども、今の状況的なことで、監査委員さんからもちょっとチェック入っているようなのですけれども、自分で使ってみると変わっていいのですけれども、更新とか、それから内容に入っていくようなのがちょっと不便に感じているのですけれども、その辺どのように感じていますか。

委員長 企画課長。

企画課長 ホームページについてお答えしたいと思います。

ホームページは、昨年度末に更新したわけなのですが、その前は平成24年の更新ということで、大分年月がたっておりまして、アクセシビリティというのですけれども、いろいろ今対応しなければならないものに対応していなかったという部分もありますので、更新をさせてもらったという部分はございます。

その中で、できるだけ使いやすいようにと思って更新したわけなのですが、例えばスマートフォンでも見られるようになってございますし、今までですとそういった部分、なかなか見られない、見づらかったという部分ございます。そういった中で、できるだけ皆さんが見やすいような形に合わせて、そして私たちも使いやすい形ということで、いろいろな更新をしやすいような形のプログラムに今回のホームページはさせてもらってございます。

ただ、監査委員さんの意見もございましたが、それを更新するのは私たちですので、その辺はこれからの運用の在り方ということで、私たちのほうで各課には指導しながら、見やすいホームページの作り方というのをしていきたいというふうに思っております。

委員長 刈田敏君。

1番 今新たに更新したということでありませけれども、議会にしてみれば、議会の日程等、何か入りにくいのです。そういう点があるのですけれども、例えば新たに変わっていくというのは多分時間かかると思うのですけれども、どういう、年に1回とか2年に1回とかというパターンで変わっていくような感じなのですか、時間的には。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

見やすくできるかということだと思っておりますけれども、その部分についてはできると思いま

すので、早々に対応するように事務のほうで進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。  
委員長 刈田敏君。

1番 便利にすると、それだけ予算的に変わっていくということもあるわけですか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

予算的には今の中身で大丈夫でございますので、あとはやり方次第という形になります。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで企画課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで企画課への質疑をひとまず終了し、次の観光商工課の審査に移るため1時40分まで休憩いたします。

午後 1時28分 休 憩

午後 1時40分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、観光商工課の審査を行います。観光商工課は、一般会計のほかに温泉事業特別会計歳入歳出決算も審査の対象となります。

それでは、観光商工課が所管する一般会計、5款労働費、7款商工費について、観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、よろしくお願ひいたします。

決算状況についてご説明申し上げる前に、委員各位にご協力いただきながら、人材研修の場としても活用させていただきたいと思ひます。当課からも職員5名を随行させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。職員を紹介させていただきます。為田課長代理、東課長

代理、古桑観光振興特命主幹、それから高橋主査と北島主査でございます。なお、必要に応じまして課長代理からも説明や回答させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、改めて観光商工課所管の令和元年度の決算状況について概要を説明させていただきます。

委員の皆様のお手元に配付させていただきました当課所管の一般会計に係る一部抜粋の決算書によって説明をさせていただきたいと思ひますし、また事業ごとの詳細につきましては令和元年度決算附属資料にてご確認をいただきます。

では初めに、一般会計歳出についてですが、抜粋版の決算書1枚をおめくりいただきます。5款労働費、19節負担金補助及び交付金は、北上雇用対策協議会負担金等各種負担金でございます。退職金共済助成金につきましては、次の21節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金とともに、決算附属資料の91ページに詳細を記載しております。若年者ふるさと就職支援補助金は、同じく92ページ上段に詳細がございます。ご確認をお願いいたします。

続きまして、中段からとなりますけれども、7款商工費となります。1目商工総務費は、一般職員の給与のほか、財団法人いわて産業振興センターなど3団体への負担金でございます。

決算書抜粋版の次のページをお開きください。2目商工振興費ですが、13節委託料のふるさと館管理業務委託料は、ほっとゆだ駅前の商工会館湯夢プラザの町所有分に係る管理業務委託料となります。

また、18節備品購入費は、同施設の売店、レストランに設置している設備が老朽化により故障が頻発したため更新を図ったものでございます。

その他、19節負担金補助及び交付金は、決算附属資料92ページ下段に記載しております。

また、中小企業振興資金利子補給費補助金、

中小企業振興資金保証料補給費補助金、さらに小規模事業者経営改善資金利子補給費補助金、いわゆるマル経融資と呼ばれているものですが、これにつきましては21節貸付金、市町村中小企業振興資金貸付金と併せまして、決算附属資料の93ページ上段にその詳細がございます。

北上地区勤労者福祉サービスセンター負担金は、同じく93ページ下段でございますので、ご確認をお願いします。

以上が2目商工振興費となります。

続きまして、観光費でございます。1節報酬は、観光推進協議会の委員、また観光振興特命主幹及び地域おこし協力隊の報酬となります。4節共済費は、同職員のほか、登山道や散策路などの刈り払い、あやめ園の維持管理に係る臨時職員の共済費となり、7節はそれら臨時職員の賃金でございます。事業詳細は、決算附属資料99ページ下段にその詳細を載せてございます。

8節報償費につきましては、JRが北上線において運行した特別列車に係るおもてなしイベントの出演者への謝礼となります。

決算書の6ページをお開きください。11節需用費の印刷製本費については、登山ガイドマップやグルメマップなどの増刷にかかった経費でございます。また、修繕料は、町内観光施設、観光資源整備関連の修繕料となります。

なお、14款1項2目予備費からの48万3,000円は、沢内バーデン男子浴室系統の漏水修繕を緊急で行う必要があったことから充用したものでございます。

12節役務費では、道の駅などのWi-Fiサービス利用料に係る事務用通信運搬費のほか、誘客対策として新聞、雑誌などへ広告掲載を実施いたしております。これに係る広告料ということになります。

13節委託料でございます。各観光施設及び観光資源の指定管理料、委託料となります。詳細につきましては、11節でご説明させていただいた修繕料なども含めまして、決算附属資料94ペ

ージ上段に観光施設維持管理運営費となっておりますところにあるとおりでございます。

なお、例年と異なる事業といたしましては、建築後27年を経過した沢内バーデンの劣化状況調査及び長期保存計画を策定するため、調査業務を委託しております。また、附属資料99ページ下段、観光支援環境整備事業にも委託に係る詳細を上げております。

その他委託事業関連としては、決算附属資料の94ページ下段、錦秋湖スプリング放流事業、95ページ上段には10年に1度実施される県企業局発電用導水管などの点検により未利用となる水を活用し、錦秋湖オータム放流事業を行っております。これに係る無料シャトルバス運行や交通誘導員設置に係る委託料を支出しておる状況でございます。

附属資料の98ページ、観光協会助成事業にある着地型旅行商品造成事業やサイクリングモデル造成事業についても委託しているといった状況でございます。

さらに、附属資料99ページ上段、自然環境保全事業と101ページ上段、自然公園保護管理委託事業についてもご確認をお願いいたします。

続きまして、14節使用料及び賃借料につきましては、女神山や白糸の滝の登山口に簡易トイレを設置したものなどがございます。車両借上料や刈り払い機借上料は、ダム関連の施設刈り払い用に借り上げたものとなります。

決算書8ページをお開きください。15節工事請負費は、企業版ふるさと納税にて実施することとなりましたレストハウスゆのさわの駐車場路面改修工事と、県との共同事業で実施することになりました道の駅錦秋湖の外壁、屋根の改修工事となります。

また、湯田貯砂ダム、錦秋湖大滝ですが、例年実施しておりました短期間のライトアップではなく、夏季期間を通してライトアップをすることで夜間観光資源を造成し、滞在時間を増やすことで宿泊や飲食など誘客活動につなげるた

め、湯田ダムとの連携によりLED照明の常設設置を行ったものでございます。詳細につきましては、決算附属資料100ページ下段に掲載がございます。

18節備品購入費につきましては、沢内バーデンの新館宿泊棟の客室暖房機と温水器を更新したものです。また、掃除機と屋外時計につきましてはレストハウスゆのさわ、ロールカーテンは道の駅錦秋湖でそれぞれ更新したものとなります。

19節負担金補助及び交付金は、各種団体への加入負担金や活動補助金、イベント実施補助金となります。イベント関連につきましては、附属資料95ページ下段から97ページ下段に掲載しております。

町の観光協会補助金につきましては同98ページに、キャッシュレス環境整備事業費補助金については、これは101ページの上段に詳細を載せてあります。

また、温泉事業特別会計繰出金は、同じく102ページに掲載しております。温泉事業特別会計につきましては、一般会計終了後改めて説明をさせていただきます。

なお、主要事業にない項目につきましては、附属資料の192ページから194ページに記載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

続きまして、一般会計歳入についてご説明申し上げます。決算書一般会計抜粋の歳入編を御覧ください。1枚おめくりいただきまして、13款1項5目、使用料及び手数料は、各施設の行政財産使用料です。

14款3項3目、国庫支出金は、湯田ダム敷の除草作業に係る受託金です。本受託金にて作業員の確保や車両、草刈り機械を借り受けております。

15款1項3目、県支出金、商工費県負担金は、道の駅錦秋湖における外壁、屋根改修工事における岩手県の負担金となります。

また、3項4目商工費委託金は、自然保護指

導員の設置や自然公園保護管理員について受託しておりまして、町が増額し、自然環境の保全を行っているものでございます。

20款3項3目、諸収入、労働費貸付金元利収入と5目商工費貸付金元利収入は、年度当初に金融機関に貸し付け、勤労者生活安定事業と中小企業融資事業においてその財源とし、年度末に返金をいただいております。

次のページをお開きください。雑入につきましては、自動販売機の設置に係る電気代相当額であったり、中小企業融資事業における早期完済における返戻金や、昨年度実施したプレミアム商品券の未換金分について精算を行ったものでございます。

以上が観光商工課一般会計決算歳入と5款及び7款の歳出に係る概要説明となります。

以上でございます。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私から2点質問させていただきたいと思っております。

初めに、附属資料の92ページ下段の企業ライフサイクル支援事業の中で、日高見の国地域振興ファンドに出資をしながら、新規創業支援をしたということのご説明でありましたが、実際にファンドは新規創業支援を令和元年度は行ったという、そういう実績があるのかということをお聞きしたいと思います。

もう一点は、附属資料の98ページ、観光協会助成事業の中で、4番の受託事業であります、その中の(2)、サイクリングモデル造成事業ということで、サイクリングコースの2コースを新しく造成したということですが、この新しい2コースの詳細についてと、去年まで、この時点で、2コース増設した時点で、何コースのサイクリングコースがあるのかということをお聞きしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 回答におきましては、東課長代理から説明させていただきます。

委員長 東課長代理。

観光商工課長代理 それでは初めに、日高見の国地域ファンドの実績ということでお知らせしたいと思います。昨年度総額100万円の投資をいたしまして、令和元年度におきましては2団体に投資をしているという状況であります。今年度においては、さらに2団体追加で投資をされておりまして、その一つに町内の事業所さんが入っているというような状況です。今現段階で4団体に投資をされているというような状況になります。

サイクリングコースの造成の関係です。昨年度、名前にしましてレイクパープルラインというコースと、あとはセンターレッドラインという2つのコースを観光協会のほうで造成をいたしました。初めのレイクパープルラインにつきましては、錦秋湖大滝を1周するようなコースになっておりまして、1周4.7キロメートルほどのコースになってございます。次のセンターレッドラインにつきましては、湯本のバイパスを使用して、1周ぐるっと回るようなコースになりますが、1周で12.2キロのコースを造成しております。これによりまして、昨年度前には3コースを既に造成しておりましたので、合わせて5コースの造成となっております。これらの周知につきましては、チラシにして窓口等に設置しているというふうな状況になります。

以上になります。

委員長 淀川豊君。

10番 ファンドについては、令和元年度は2団体ということのご説明でしたが、そのうち町内1団体ということですが、これちなみにどういった業種というか、どういったことをしているところに支援をしたということか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

サイクリングロードの件であります、大滝を回るコースを造成したということのようであ

りますが、コースについて、町道を利用したコースになるとは思います、特にも大滝の川尻地区から対岸の上野々地区寄りの場所については、落石等の危険がある箇所ではないかなというふうに感じておりますが、また現在でも地元の業者に何か月に1回、落石の処理を頼んでいるというようなことをお聞きしましたが、令和元年度、そういう落石等の状況だとかそういったものは観光商工課で捉えているのか、建設課に聞けばいいのか、ちょっと迷いますが、その辺はどう捉えているのか。また、危険度については、コース造成に当たって考えたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、ファンドの件でございます。西和賀の1件はどちら、どのような団体かというふうなお話で、飲食店でございます。比較的新しい飲食店で、僻地にはあるのですけれども、おいしい食事が食べられると有名なところでございます。

それから、錦秋湖大滝をぐるっと囲むような形のレイクパープルラインという、本地におきましては前からJRとのコラボレーションの中で、散策道としても1周回るようなコースになっておりまして、そういったときから町道の所管課には常にお問い合わせしているところでございますし、私どもとしても、落石が起きておるのは冬が多いわけでございます、雪と一緒に、といったことから、春先には当然確認にも行きますし、事あるたびに、錦秋湖の大滝の関連もでございますし、あやめ園もあることですから、私もちよくちよく行ってのぞいてきている状況でございます。当然何かあれば通行止めの規制になりますから、そういったときには使用ができない旨、観光協会経由でしっかり観光客には伝えられるような形を取っておるところでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 駅前から一番の観光資源という中では、

やはりサイクリングロード等に使いたい、そういう道路だというふうなことは理解しますので、落石等があって、お客さんが何か事故があつては、やはり非常に心配だというところがあるというふうに思いますので、これは観光商工課で考えることではないのかもしれませんが、建設課と協議しながら、適切な措置をしながら、観光資源として地域の町道を利用していただければなというふうに思いますが、いかがですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ご意見ありがとうございます。私どもも常々そう思っておりまして、ただやっぱり当然安全といったものが一番に優先される場所ですので、経費的な問題もちょっとあるようございまして、かなり高いところございまして、そこら辺も含めながら、常に求めながら、また検討を一緒に内部でさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 高橋輝彦君。

6番 私は、附属資料の97ページの各種イベント開催事業の下の段、沢内甚句大会のほうなのですが、こちらアンケートを取られております。出場者からのアンケートということのようなのですが、今後の大会運営に役立つためということだと思うのですが、来場者からのアンケート等は取っておられないのかということ。そのアンケートによって、何か今後の課題とかそういうものがありましたらば、お知らせ願いたいと思います。

それから、もう一点ですが、100ページの錦秋湖大滝ライトアップ事業です。こちらの事業は、下の段の事業の終了のほうに丸印の表示があるのですが、今年度もやっぴらっしゃると思うのですが、これ表示の間違いなのか、ですけれども、誘客を図るためということでございます。テレビ等、かなり宣伝されておまして、効果はあったと思うのですが、実際に私たちの目には分からないわけなのですが、その辺の効果のほど、どの程度あるのか

お知らせいただきたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 まずは、沢内甚句全国大会のアンケート調査の件でございます。実は、私ども作った資料では、出場者も来場者も両方取ったアンケートがあつて、載せていたのですけれども、ちょっと構成の段階で、これ見せていただくと下が切れていて、1行ないような状況でございます。改めまして皆さんに後ほどお渡ししたいというふうに思いますけれども、まず言葉で、大変失礼いたします。出場者の結果は載っておりますけれども、来場者の結果について、大変よいが12名(30%)、よいが20名(50%)、普通が3名(8%)、悪いが1名(2%)、無回答が4名(10%)といった状況ございまして、当然来場者の方についても、出場者の方についても、しっかりアンケートを取りながら、毎年実行委員会の中で何が悪かったのかをしっかりと明らかにして、できるところは改善していこうということで毎年話合いをさせていただいておるところでございます。

それから、ライトアップの事業につきましては、これは決算附属資料でございまして、去年工事を行ったという事業でございます。今年度かかっている経費というものは電気代でございまして、年間通して、年間といってもシーズンなのですけれども、1万円とか2万円とかという程度の金額でやれることとなっております。おとしまでは、工事用の投光器をダムのほうでお借りしていただいて、それに色のついたフィルターをつけて投光していたと。そういったことから燃料費もかかりながら、それも数日間しかできなかったものが、去年から夏の期間を通して実施できるようになったということで、内外からかなりよい事業だというふうには言わせていただいております。

なお、今年の日本夜景遺産というものに出選されておまして、本来であれば10月2日にむつ市で授賞式があつたのですが、新型コ

ロナの影響で残念ながら開催は来年に延期になったということを聞いております。そういった意味では、いろんな意味で、報道も含めテレビ等でもPRができているものだというふうに感じております。

ただ、委員さんのご質問の中に、見るのがなかなかできないというお話もちょっとありまして、映像として流せるようなものがあれば、湯夢プラザ等でもたしか流していたような気はするのですが、ホームページとかでも若干見られるような形ができるかどうかを少し内部で相談させていただきます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 大変失礼いたしました。沢内甚句については、内容、どういうものかは分からないのですけれども、できることは直していくということですが、具体的な直すべきことなんていうことがもし分かればお知らせいただきたいです。

ライトアップの件に関して、見るができないと言ったのは、効果を目の当たりにすることができないという意味で申し上げました。すみません、その辺り、実際にどのような効果があって、例えばどれだけの人が見に行っているのですよというようなことが分かればお知らせいただきたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 失礼いたしました。

まず、沢内甚句に関しましては、ちょっと資料は今日持ってきていなかったのですが、今までの出場者からのご意見といったことで上がったのは、音出しを大会前にやるのですが、それが順番が理解しづらいですとか、場所が近くて音がというような問題があったり、あと実際に舞台上に立たれて、ステージに立たれて歌われるということから、音響の問題であるとか、照明の問題であるとか、様々なご意見をいただいております。そういったものを一つ一つ解決できるようにしております。今の状況

では、あまり問題があるというふうなお話は最近は出てきていないというふうに感じておりました。

また、来場者の中のアンケートに関しては、おおむね問題はなかったというふうに意識しておりましたけれども、ただよろしくないという方もいらっしゃいましたので、それについても対処させていただいていたというふうに記憶しております。

それから、ライトアップ事業につきましては、去年完成しまして、今年度いよいよ本格的にというような状況だったので、例えば7月の下旬に実施するライトアップフェスティバル、これはダム事業でございますけれども、ああいったものも含めてというふうに考えていた矢先の今年度の状況でございます。なかなか状況がよくなったという感覚ではない状況でございます。数字的にも、人数確認ができるかということ、夜間でございます、常設の施設でもないものですから、どの程度かというのはいさよよと厳しい状況かなというふうに思っております。確認がなかなか難しいと考えております。

委員長 高橋和子君。

4番 附属資料の99ページの上の段で、自然保護の事業がありますが、ここにハッチョウトンボの生息における監視活動ということで予算化されております。このハッチョウトンボは、現在どうなっているのか、生息状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、同じ附属資料の101ページの下段のほうなのですが、こちらも自然保護関係なのですが、ちらちらと見ているに、一番下のところで、実施状況で、委託料が和賀岳自然環境保全地域2名で56万円、下のほうを見ると湯田温泉峡県立自然公園1名で同じく56万円となっております。活動日数が同じで、こういうのはどういうふうな算定になって、結構状況は違うだろうと思うし、どういうふうな業務内容で同レベルの支払いになっているの

かお伺いしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 2点のご質問でございます。

まず、ハッチョウトンボについてでございますが、現在地域の団体、組織の方にお願ひしまして、常にこの時期については確認をしていたところでございます。日誌といたしまししょうか、報告書を見ますと、年に何回かはトンボが確認をされているようでございますが、非常に個体数が少なくなっているというのは事実でございます。この原因につきましては、湿地帯であるわけなのですが、水の流れの状況がちょっと過去とは違う状況になっておりまして、湿地帯の水の量が非常に少ないといったものが現状だろうというふうに思っています。

また一方で、保護区として囲っている部分ではない、周りの用水のほうにハッチョウトンボが多くいたりするような状況になっているということでございます。

過去において、観光商工課といたしましても、その水源地調査であるとかといったものをやりたいなというようなことで何回か検討したことはあるのですが、かなり高額な経費がかかるというような状況がございまして、なかなかできないで断念した経緯もございまして、そういったことも含めながら、現在の状況は厳しいなというふうに考えているところでございますので、これについては今後一つの懸念材料であるというふうに考えております。

それから、もう一点、101ページ、自然公園保護管理委託業務に関してでございますけれども、現在委託をしてパトロールしていただいている箇所につきましては3か所ございまして、和賀岳自然環境保全地域、これは国の指定でございますし、それから栗駒国定公園につきましても、南本内につきましても国の指定ではあるわけですが、湯田温泉峡県立自然公園につきましても、県との委託契約の中で実施することになっておりまして、日数指定につきましても県

との契約になっております。そういったことから、単価が決まっております、それに対する日数に関しても県との協議の中で決定しているといましようか、県の指定という中でやっておるところでございます。

ただ、県立自然公園につきましては、山というよりは湖周辺が基本的に多いところでございます、お一人の方に委託しておっても十分回っていただけるというふうに考えておりますが、和賀岳であれ、南本内岳は、この日数からしますと2日に1遍とか3日に1遍ぐらい、冬を除いて実施するわけですから、非常に厳しい状況で、やはり2人、3人に委託するような形を取らせていただいているといった状況で、そういったことから若干人数の差ですとかということが生まれると。人数の差イコール単価が同じですので、金額も変わってくるといった状況でございます。

委員長 高橋和子君。

4番 最初のハッチョウトンボのほうは、かなり以前から同様の状況だったと思うのですが、これはあまりいなくなったからもうやめようかと、そういう状況でしょうか。もしそうでなかったら、高額経費というのは何が高額なのかちょっと分からないのですが、やっぱりそれぞれのプロがいらっしゃると思いますし、生息環境の整備というのはそれほど大規模なお金かからなくても、あそこ近くに池があったはずなのですが、そういったのでやれないこともないのかなと思います。おっしゃるように、私が前にちょっと行って見たときに、同様な状況であって、これはちょっとまずいなと思っておりましたので、今お尋ねしたところですが、私が行ったときは田んぼのほうにたくさん行って遊んでおりましたので、それからまた暑い季節になったり、そういう近年暑くなったりすれば、やっぱり生息環境悪いのだらうなと思いますので、その辺そういった専門家にお尋ねしたり、お金はそうかけなくてもやれるものがあるので

はないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の指導員のところは、そういう状況なのでしょう。だけれども、ちょっと、同じ町で委託しているとなると、何かちょっと理解できないような気がします。今のご説明の中では私自身がちょっと理解がまだ不十分なのですが、計算したそういった数字出してもらおうとか、そこまでいなくてもいいのですが、ちょっとまだ理解しておりませんが。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 まず、ハッチョウトンボにつきましては、私も同じように考えておりますので、ぜひ検討は継続して行っていきたいというふうに思っています。保護地域の上部にあるため池についても、農地の構造自体が過去と今ではかなり違っておりまして、水自体がどうなっているのだという問題がかなりあります。そこは調査するにはかなり上流部から見ていって、単純に水が来ればいいというものでもないようで、それについてもかなり様々専門家の方とお話しましたのですけれども、1日、2日で調査できるようなものではなくて、シーズンを通してといましようか、冬期間を除いて、長期にかけて状況の確認が必要で、それに対する経費というのはかなり高いというような状況のことでございました。決して諦めずにしっかり、自然環境は町の宝でもございますので、残していくためにしっかり考えていきたいというふうに考えております。

それから、自然公園保護の関係につきましては、まず単価は基本的に一緒でございます。人数といいましようか、日数に単価を掛けていただいて、この金額になるということでございます。人数につきましては実際パトロールするにしても、かなり大変な状況、山登りですので、そこら辺を考慮して人数を決定しているというだけの話でございます。日数の違いにつきましては、自然環境保全地域と国定公園、あとは県

立自然公園との違いで、結局指定の範囲が違いますので、それについては県のほうからの指示でございます。

委員長 早川久衛君。

9番 ちょっと確認をします。令和元年度の西和賀では山の観光地が一番重要な場所だったわけですが、南本内とか、白糸の滝とか、シーズンを通して通行止めになった日なんか押さえていますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 大雨の被害があった場合には、その後確認をさせていただいております。登山道の手前の道路に関しましては、町道もあれば、専用林道、要は森林管理署が直接管理している道路もありますし、また併用林道といって両方で管理するような協定を結んでいる道路もありまして、当然そういった状況に応じてしっかりパトロールをさせていただいておるところでございます。といったことから、現在も南本内に関しては通行止めになっている状況でございます。そういったことをしっかり把握した上で、観光客からの問合せには答えられるようにしておるところでございます。

委員長 早川久衛君。

9番 現在南本内は、ずっと何か月も通行止めになっているわけですから、林野庁とかなんとかに強力で道路改良をお願いしているのか。去年はほとんどなかったですか、通行止めは。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 南本内岳に関しましては、今年は大雨の被害によって既に通行止めになっているわけでございますけれども、これは今年度修繕できるような状況ではないという話を聞いております。災害復旧ということで、管理署が実際に作業を行うという話を聞いておまして、復旧には来年までかかるであろうという話をまず聞いております。

昨年度に関しましては、一部大雨によって土砂は出ましたけれども、通常の直工の作業で取

り払えて、通行できたという話は聞いております。その前におきましては、やはり土砂災害で通行止めになっておりまして、南本内に関しましてはその被害と通行止めと、また誘客との兼ね合いを常に繰り返しているような状況でございます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私の方から1点だけお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、6番委員の質問の中で錦秋湖大滝ライトアップということで質問があったと思っておりますけれども、どのぐらいのお客さんが来たかということの数字でございますけれども、それは町のほうでは全然取っていませんでしたということですか。取っていませんでしたというわけですね。人数を確認していませんでしたということの。これからも確認なしでいこうとしているのか、その辺をちょっとお伺いしたいのですけれども。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 先ほどもちょっとお話ししましたけれども、通常の飲食施設であるとか、観光施設であれば、人もおりますし、カウントはできるのですが、屋外施設に関しましては確認するべきが基本的にはありません。これをやろうとすると、例えばレーザーセンサーによる確認というのができまして、たしかこれは三、四十万円ぐらいでできると思いましたけれども、車が通った通らないというカウントがあって、例えば掛ける平均2人ぐらい乗っているというようなやり方はあります。ただ、我々といたしましては、そういった経費というよりは、年間の観光客数のカウントというものは、そこにいらっしやっただけであっても、結果的には食事をしたりとか、温泉に入ったりとか、泊まっていたりとか、そういったことでの最終的なカウントになるかというふうに思っておりますし、ただ残念ながら今の状況であれば伸びる状況にはないというふうに思っておりまして、そういった意味でカウントはなかなか難しいだろう、単

体でのカウントは難しいだろうなというふうに考えているところです。

観光誘客は総合誘客になりますので、全体の観光資源の中の一つとしてPRをして、情報発信をしていきたいというふうに考えております。

委員長 柳沢安雄君。

3番 カウントはされていないということでございましたけれども、それはそれで理解させていただきたいと思っておりますけれども、ダムのほうでは時間単位に何人来ているか全部把握しているわけでございます。それで、できればそちらのほうとの連携を取りながら、どのぐらいの方が訪れたかということをお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども。ちなみに、このライトアップしてから3年近くなろうとしていますけれども、第1回目は大体700人から800人ぐらいかな。それで、第2回目で大体1,000人から2,000人ぐらいのお客さんが来た。第3回目かな、そのとき私もちょっとお手伝いさせていただきましたけれども、花火を上げた結果、4,000人近くになったというデータもあるわけでございます。そういうのをもうちょっとダムさんと連携を取りながら、情報を収集していただきたいと思います。

以上でございます。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 スプリング放流とかの件ですか。

イベントは全て数字は取っております。ライトアップ事業というのは、錦秋湖ライトアップですから、錦秋湖大滝に光を当てる事業で、その施設にお客さんが来ているかというご質問だと勘違いいたしました。昨年であれば、スプリング放流と、あとオータム放流と、さらに錦秋湖大滝も含めたライトアップフェスティバルにつきましては、しっかりダムと連携をさせていただきながら、人数報告はしっかり受けておりますし、観光客数としてカウントもさせていただいておりますので、大丈夫でございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、令和元年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは続きまして、温泉事業特別会計歳入歳出決算につきまして、決算書により説明させていただきます。

まず、歳出について説明をさせていただきます。決算書305ページ、306ページをお開きください。決算附属資料につきましては、195ページと196ページに詳細がございます。併せて御覧になっていただきたいというふうに思います。

1款温泉事業費、1項1目温泉施設管理費、各温泉施設の管理費となります。11節需用費の光熱水費は、各源泉ポンプの電気料になります。それから、修繕料は、その中でも高額な支出といたしまして、真昼温泉外壁等塗装修繕で129万8,000円、ほっとゆだ玄関タイル張り替え修繕として約55万9,000円、穴ゆっこ源泉井戸の蓋の交換の修繕で39万6,000円などとなっております。ほかにも少額の修繕がありますが、その都度対応させていただいておりました。

12節役務費につきましては、温泉施設の建物共済保険料でございます。

13節委託料は、各施設の指定管理料などや、砂ゆっこ源泉と真昼温泉源泉のコンプレッサーの保守管理業務委託料でございます。その他、公共施設の適正な管理に資するため、不特定多数が利用される温泉施設は、昨年度全ての施設において劣化状況の調査をさせていただいており、併せて長期保存計画に基づく経費算定を行

っております。それらに係る業務委託料となっております。

14節使用料及び賃借料は、温泉会館敷、これはほっとゆだになりますけれども、土地借上料としてJR東日本や、下水道施設としてJR東日本東北総合サービスへの支払いとなっております。

15節工事請負費は、経年劣化の激しかった各施設の源泉や施設改修工事を行っております。槻沢温泉砂ゆっこにおいては、温泉管布設替えとして1,897万5,000円、源泉コンプレッサーの追加設置に486万円、源泉エアパイプ等更新工事として185万5,000円。川尻温泉ほっとゆだでは、駅舎を含めた外壁、屋根の改修工事として、約1,002万6,000円を工事実施者であるJR側へ負担金として支出しております。修繕料も含めまして、詳細につきましては決算附属資料196ページに表として載せておりますので、御覧になっていただければ一目瞭然かなというふうに思っています。

それから、16節原材料費は、砂ゆっこの砂風呂用珪砂購入費でございます。

25節積立金は、歳入説明の折に説明をさせていただきます。

続きまして、2款公債費でございますが、23節償還金利子及び割引料は、不足の場合に借入する必要がある地方債があった場合に、現年から必要となる利子として予算計上したものであります。令和元年度は借入がありませんでしたので、当然支出がなかったということになります。

3款予備費についても、支出がございませんでした。

歳出については以上でございます。

次に、歳入でございますが、決算書301ページをお開きいただき、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節温泉使用料につきましては、これは西和賀町温泉条例により算定した悠々館とかたくりの園の温泉使用料収入でございます

ます。

また、2節温泉施設使用料は真昼温泉、丑の湯の入浴料、各施設の行政財産使用料収入となります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金ですが、これは温泉開発整備基金の利子収入で、先ほど歳入でお話をさせていただいた25節積立金として同額を同基金に積み立てております。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金として、一般会計から繰り入れを行っております。

また、2節温泉施設使用料は、真昼温泉、丑の湯の入浴料、各施設の行政財産使用料収入となります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金ですが、これは温泉開発整備基金の利子収入で、先ほど歳出でお話しさせていただいた25節積立金として、同額を同基金に積み立てております。

なお、基金運用状況調書につきましては、決算書317ページを御覧になってください。一番下段が温泉開発整備基金の異動状況となります。先ほどお話をさせていただいた積立金として2万2,000円増により、令和2年3月31日現在の残高は9,828万3,000円となります。

それでは、決算書301ページにお戻りいただきます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金として、一般会計から繰り入れを行っております。

4款1項1目繰越金は、次年度繰越金となります。

次のページをお開きください。5款諸収入、2項1目雑入ですが、ほっとゆだとJR駅舎の共用施設、これはほっとゆだ駅のことになりますけれども、共用費収入としてJRからいただいているお金と自動販売機電気使用料収入でございます。

以上で観光商工課、温泉事業特別会計の概要

について説明をさせていただきました。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで令和元年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで観光商工課への質疑をひとまず終了し、次の町民課の審査に入るため2時50分まで休憩します。

午後 2時37分 休 憩

午後 2時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、町民課の審査を行います。町民課が所管する2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、町民課長から事業の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 令和元年度決算の町民課所管分となります。今回は、刈田課長代理と佐々木主査も同席させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、町民課の業務を大きく分けると、1つ、住民基本台帳、戸籍、年金から他課が所管する各種申請といった窓口業務全般、2つ目、交通安全、防犯、3つ目、庁舎管理、4つ目、ごみ、環境衛生、5つ目、マイナンバー、それから6つ目がひかり放送及び告知端末機器の維持管理となっております。

町民課では、昭和43年建設の沢内庁舎の管理において、築50年を超えておりますので、建物内外ともに劣化による問題が毎年発生しております。庁舎の在り方については、昨年度方向性が出される前から、できるだけ大規模な改修等は控えているところでございましたが、幸いにも昨年度は大きな修繕はございませんでした。引き続き、来庁者や職員の安全を第一に考えて

対応してまいりたいと考えております。

お配りした町民課関係抜粋の決算書、主な項目について説明いたします。決算附属資料は150ページからとなります。

それでは、歳入から説明させていただきたいと思っております。1ページめくっていただいて、2ページ、13・2・1・1、分担金及び負担金、I P告知端末設置負担金として60万円となっております。新規に告知端末を設置しようとした場合は、幹線から自宅への光の線を引き込む工事と宅内の配線及び告知端末とI P電話の設置作業が必要となります。町からの発注により工事はN T Tが行いますが、工事後の告知端末の設置とI P電話の設置は町民課の職員が行っております。これらの一部負担金として1件5万円をいただいておりますので、令和元年度は12件の実績となります。

続いて、13・1・1・1 総務管理費使用料でございますが、情報通信基盤施設使用料として1,009万5,600円、これはN T T東日本から入ってくる賃借料です。平成22年、23年度の情報通信基盤整備事業において整備した町内に張り巡らされている光伝送路及びI P告知システムからひかり放送を提供する環境でございます。N T Tは、このインフラを利用してインターネットのサービスを各家庭に提供しております。町がN T Tへ貸し付けて使用料をいただき、N T Tへは町から逆に委託料を支払って、関連機器及び光回線の保守をしてもらっている、いわゆるI R U契約というものを締結しております。委託料については、支出の部分で説明いたします。

その下の情報通信基盤施設宅内設備使用料の現年度分662万9,400円と過年度分の20万5,200円、いわゆる告知端末の使用料となります。元年度分の未納額14万4,000円と過年度分33万6,900円、合わせた45万5,700円が決算書の収入未済額となります。

その下、13・1・3・1の保健衛生費使用料、

これは火葬場使用料でございますが、これの内訳については決算附属資料153ページを参照いただきたいと思います。

その下の13・2・1・3 戸籍住民基本台帳手数料においても、331万500円ありますが、決算附属資料150ページを参照願いたいと思っております。

続いて、13・2・2・2 清掃費手数料ですが、し尿処理手数料は一般家庭からのくみ取り手数料491万8,123円ですが、本来町が行うべき業務を業者委託しております。同額が委託料として支出されております。

続いて、4ページを御覧ください。14・2・1・2、総務費国庫補助金、通知カード・個人番号カード関連事務費交付金として76万4,000円、これは交付事務に対する補助金で、通知カード、マイナンバーカード再交付件数等から積算されるものでございます。

その下の社会保障・税番号制度システム整備費補助金161万6,000円は、システムの改修に対する10分の10の補助金で、同額が支出されております。改修内容は、J—L I Sで管理しております中間サーバーと言われる機器の改修費用の自治体負担金に対する補助金となります。

それから、14・2・3・1、衛生費国庫補助金、廃棄物処理施設モニタリング事業費58万8,600円ですが、東日本大震災後の平成23年度から継続して行っているもので、最終処分場からの放流水の放射能水質検査の業務になります。こちらも10分の10の補助金でありまして、委託料として同額の支払いがあります。

それから、14・3・2・1 社会福祉費委託金、これは国民年金事務の委託金で、215万5,941円は法改正による年金システムの改修費用、年金関係の各種申請、届出等の取扱件数等によって積算される補助金となります。

6ページを御覧ください。一番上の20・3・2・1の社会福祉費貸付金元利収入、消費者救済資金貸付金元利収入として400万200円がございます。歳出の科目から預託金として400万円

を北上信用金庫へ毎年預けて、年度末に元利金が収入として入ってくるという流れになります。30年度は、端数の200円が利子分ということになります。信用生協が運用している事業でありまして、多重債務等の救済を目的とした消費者救済資金貸付制度の資金となります。取扱件数の詳細については、決算附属資料151ページを参照願いたいと思います。

続いて、雑入になります。資源ごみ処理業務還元金として127万9,743円がございますが、スチール缶、アルミ、それから紙類、それとペットボトル、それぞれ別々に入ってきた金額、合計して127万9,743円という還元金となります。

1行下、県道拡幅工事に係る光ファイバーケーブル移転補償費として265万4,284円、これは県道1号線の病院前の工事に係る移転補償費となります。

それから、1枚めくっていただきまして、歳出のほうに入りたいと思います。歳出の2ページ目になります。2款の総務管理費は、沢内庁舎の開発センター管理費、IP告知関連機器及び光伝送路関連機器の管理費、交通安全対策費、戸籍住基関係となります。

まず、2・1・5・11、財産管理費の修繕料は、沢内庁舎に係る修繕料50万5,366円となります。一昨年は180万円を超えた金額だったのですけれども、去年は大きい改修がなく、できたという結果となっております。ただ、この50万5,366円の中には公用車の修繕料22万7,256円を含んでおりますので、庁舎の純粋な改修は27万8,110円となります。

また、同じく2ページの財産管理費の11節需用費全体での不用額が72万8,750円となっておりますが、燃料費の残、約51万3,000円が一番大きい要因となっております。主に暖房用の燃料費なのですけれども、暖冬ということもありましたけれども、年度末に故障しまして、消費量が少なくなったこと、これが一番大きい結果となりました。

それから続いて、2・1・5・13、財産管理費、委託料になります。各種業務委託料として、例年どおりの内容なのですけれども、電気工作物保安業務委託から、4ページに移りますが、宿直代行業務委託料まで、総額合わせて337万8,656円という結果となっております。

同じく4ページ、2・1・6・11、企画費、これが告知端末関係になります。修繕料として479万5,940円、これは各世帯の機器に対する引込線の張り替え、修繕、撤去費用等、合わせて41件によるものです。

また、年度末の修繕においてちょっと不足が生じたことから、御覧のとおり、14節の使用料から4万円を流用させていただいております。

2・1・6・13の企画費、委託料、これは歳入の箇所です。NTTへ委託して関連機器及び光回線の保守管理をしてもらっている契約について触れましたけれども、この572万2,500円が関連機器の保守で、313万1,352円が光回線の保守料金となります。

その下の使用料になります。企画費、使用料及び賃借料、光回線は東北電力の柱やNTTの柱、それから管路を借りて、関連機器についてはNTTの局舎等施設に置かせてもらっていることから発生する使用料が総額で、こちらのとおり1,101万3,571円となっているものであります。

その下の工事費、2・1・6・15、企画費、工事請負費ですが、道路拡幅工事や電柱、NTT柱の更新などから電柱の支障移転により発生する回線張り替え工事、この費用が元年度では6件で774万840円となりました。また、その下ですが、引込線の設置工事、告知端末の新規設置の場合には個人から5万円をいただいていることを最初に触れましたけれども、実際にかかっている費用が251万5,960円となります。また、新規工事の場合は、目安として申請から約1か月ぐらいかかるものとなっております。

続いて、3項の戸籍住民基本台帳費に移りま

す。8ページを御覧いただけますでしょうか。  
2・3・1・18、戸籍住民基本台帳費、備品購入費ですが、町民課窓口に配置のレジスターの故障によりまして、28万6,000円で更新しております。

それから、2・3・1・19、戸籍住民基本台帳費、負担金補助及び交付金ですが、例年どおりの内容となりますが、ふだんと違う点は、この19節、自治体中間サーバープラットフォーム運用経費負担金として359万1,000円、これには元年度は中間サーバーの機器の更新に係る負担金161万6,000円が含まれております。こちらも歳入で触れた一つですが、個人番号システム事業費として10分の10の補助率で、同額国庫補助の収入があります。

続いて、3款、3款は民生費の消費者行政、人権擁護、更生保護の社会福祉関係、それから老人福祉センターの管理費、防犯対策費、国民年金に関する科目となります。

10ページを御覧ください。真ん中ら辺に不用額37万2,346円があります。これは、3・1・1・19の負担金の部分なのですが、消費生活相談事務負担金として、この負担金の中の一番上の50万3,015円に対する予算額はもともと87万1,000円です。差引き31万3,985円になりますので、19節の不用額の37万2,346円は、ほぼこの消費生活相談事務負担金の分となります。北上市の消費生活センターとして、北上市に事務局があるわけですが、人口割と相談件数割から経費負担で、北上と西和賀で9対1の割合で北上市の事務局のほうに西和賀町が支払っている負担金であります。昨年と同じ説明になりますけれども、事業は県補助金が充当されております。補助金申請は北上の事務局が行っておりますけれども、毎年予算要求時にはまだ県補助の確実な見込みがないために、補助金の確定も年度末になることから、予算の減額ができなくて、最終的に不用額になってしまうものです。

それから、3・1・1・21、社会福祉費、貸付金、消費者救済資金貸付制度なのですが、預託金として400万円、こちらも歳入で充当のある元利収入金として400万200円の収入に対する支出科目の部分です。これも151ページの決算附属資料のほうを詳細については御覧いただきたいと思います。

それから、12ページ、防犯対策費、使用料及び賃借料805万2,048円は、決算附属資料の152ページにもありますけれども、平成29年10月から10年間のリースとなっている町内のLEDの防犯灯と温泉街の街路灯のリース料金となります。

それから、3つ上の11、防犯対策費の需用費なのですが、光熱水費で341万4,201円あります。これは、今言った防犯灯、街路灯を含め、リースされているLED灯の電気料金となります。

3・1・4・18、防犯対策費、備品購入費は、新しく隊員となられました防犯隊の2人分の制服代となります。

それから、3・4・1、13、国民年金事務費、委託料になりますが、この2つの委託料は国の制度によるものなので、同額が国庫補助金として国民年金の事務費委託金の中に入った形で交付されております。

続いて、4款衛生費は環境衛生、火葬場、ごみ、し尿処理関係となります。

14ページを御覧ください。4・1・3・13、環境衛生費、委託料、にしわが斎苑の指定管理料として1,360万9,861円、北上ビルメンにしまして火葬場の管理料の支払いとしてあります。指定管理としては、平成27年7月稼働ですが、現在は平成30年度から令和2年度までの2期目の最終年となります。

続いて、16ページ、ごみ処理費、4・2・2・8、ごみ処理費、報償費です。資源回収団体奨励金として39万9,988円、これは各小学校地区PTA及び子供会を中心とした資源回収を行っている8団体に対する奨励金となります。内

訳につきましては、決算附属資料154ページを参照願いたいと思います。

それから、4・2・2・13、ごみ処理費、委託料、沢内清掃センターに係る各種委託料及びごみ収集に係る委託料で、総額が3,964万8,954円となります。その中でも、下から2番目の最終処分場等水質分析業務委託料195万2,257円は、2つに分けられることとなります。1つは、自治体が法令で義務として行う最終処分場の水質検査136万3,657円、もう一つは最終処分場からの放流水の放射能水質検査分58万8,600円となります。これの分が歳入で入ってきます廃棄物の施設のモニタリング事業58万8,600円の国庫補助、同額となっております。

続いて、4・2・2・19、ごみ処理費、負担金補助及び交付金ですけれども、廃棄物処理を広域で運用している岩手中部広域行政組合に対する負担金1,763万1,000円となります。

それから、4・2・3、13、し尿処理費、委託費、歳入で清掃費手数料としてあった収入に対する同額の委託料となります。一般家庭からのくみ取り手数料491万8,123円について同額がここから委託料として支出しております。

それから、18ページになります。し尿処理の負担金補助及び交付金として、こちらはし尿処理を広域で運用している北上地区広域行政組合に対する分担金2,401万6,000円ということとなっております。

以上が町民課所管分の決算状況となります。よろしく申し上げます。

委員長 町民課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私から2点質問させていただきたいと思っています。

附属資料の153ページの衛生関係ということで、火葬場にしわが斎苑の管理運営において、令和元年度は指定管理されているわけですが、その運営に特にトラブルあるいは問題はなかつ

たのか、利用者から苦情等はなかったのか、その状況についてお知らせをいただきたいということが1点。

2点目はその下の水質環境保全対策事業ということで、不法投棄等の改修をされたというふうに記載されておりますが、回収された量あるいは不法投棄されたのを回収した箇所が何か所ぐらいあるのか、その辺についてお聞きしたいと思いますし、休廃止鉱山の水質調査等では特に問題はなかったのかということの状況をお知らせいただきたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えしたいと思います。

火葬場については、苦情というものは特になくて運営に当たっていますし、葬儀場もあることから、口コミで件数も広がって、逆に好評を得ているというふうに認識をしております。

それから、不法投棄についてですけれども、不法投棄については、まとめた資料が今手元にないので、終わるまでにまとめたものを提示したいと思います。それでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 高橋宏君。

8番 私は、IP告知端末の設置についてお伺いいたしますが、先ほどの説明で12件というお話でした。恐らくといいますか、ほぼ、今まで住んでいる方は入っていて、新たにとなると町外から来た方とか、様々なパターンがあると思います。個人情報もあって、なかなか詳しいことは言えない部分あるとは思いますが、想像するに若い方はほとんどスマホ、携帯で済ませるとなると、固定電話設置のために5万円まで払って設置したくないとか、そういうことがかなりあるのではないかなと。町では、若者住宅の整備等々を考えておりますけれども、これはそういう町外から来た方に対しては義務という形というか、積極的に入れてくださいとお願ひするような形で設置をさせていただいているのか。私は入れたくないというような場合はそ

れ以上強制はできないのか、どのような状況になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 町営住宅の件数も結構あるのですけれども、町営住宅については入れ替わりがありますので、その都度工事をして入れるということではなくて、町営住宅なので1件5万円という負担金は、今ですと所管している建設課からいただいていることになります。

一軒家についてですけれども、まず説明をして、利用料が発生する旨理解していただいて、インターネットだけやりたいのですというお客さんもいるのですけれども、告知端末とセットになりますというところを理解していただいて、入れさせてもらう際に5万円をいただいているという状況でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 断る人がどの程度、それでもという方がいるのかというのと、あとIP告知端末自体、私も詳しくないのですけれども、チャンネル全てまだ利用されていないのではないかなというようによく言われます。空いているチャンネルの利用法は様々あると思うのですけれども、例えば今この放送を生で町民が聞いているわけですけれども、日中、この時期ですとなかなか自宅では聞けないと。夕方なり夜にその日の分を流すとか、そういう空いているチャンネルの利用法については、課のほうでは検討なされているのかについてお聞きしたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 この放送もそうですけれども、ひかり放送は通常1のチャンネルでお聞きいただいています。そのほか2、3、4、3つはラジオが入っています。何番が何局とちょっと今出てこないのですけれども、エフエム岩手とNHKのFMとIBCの放送が入っております。そのほかのチャンネルについては、今のところまだ空いていますので、今後また検討していく必要があるのですけれども、録音した状態のものをも

う一回放送するとなりますと、例えば議会などは長時間に及びますので、そこまでできるかなというのはまだ検討したことがなかったものです。ただ、まだそういった要望がなかったので、そこまでの需要はないのかなというふうに認識していたところなのですけれども、一応基本は生放送ということで聞いていただきたいなと思ってやっているところでした。

委員長 刈田敏君。

1番 ちょっと関連しますけれども、宅内のIPの受信機ですけれども、計画的に物としてはだんだんそぐわなくなると思うのですけれども、その辺の予定等は、計画はありますか。

委員長 町民課長。

町民課長 委員さんのおっしゃるとおり、入れて9年ぐらいたちますので、物によっては劣悪な環境に配置されているものであれば故障というものもあります。機器の更新というものは日々考えていまして、業者から説明を受けたりしているのですけれども、あまりにも金額が高いので、1個ずつ変えていくというよりは、次の機器の更新は一回に替えることができるのが理想なのですけれども、今と同じような方法というよりは、まだこれは課内だけの検討なのですけれども、健康福祉課のほうと連動して、緊急通報システムとしても使えるですとか、いろんな機器を集約した形で使えればいなと思っていまして、ただ集約すればするほどディスプレイなんか、映像なんかを可能にすればするほど金額が跳ね上がっていくものですから、ちょっとそこから辺はいろいろ業者と相談させていただいて、今後ともまた詰めていければと思っております。いろいろ意見はいろんなところから頂戴したいなと思っているところです。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 先ほど質疑のあった不法投棄に関する資料は、委員会開催中に提供していただくことでよろしいですか。

(異議なしの声)

委員長 それでは、そのように資料の提供をお願いいたします。

発言がないようですので、お諮りいたします。これで町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで町民課への質疑をひとまず終了し、本日の日程を終了いたします。

明日12日と明後日13日は休会とし、14日は午前9時30分より健康福祉課から順に審査を行いますので、よろしく申し上げます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時22分 散 会